

資源ごみの公共収集（資源化するものに限る）の状況

平成26年度調査
（平成25年度実績）

【品目コード】									
紙類	1. 新聞 2. 雑誌 3. 段ボール 4. 紙パック 5. 紙製容器包装（包装紙, 紙袋, 菓子箱等） 6. 雑紙（紙製容器包装に限らずその他紙類として）								
金属	11. スチール缶 12. アルミ缶 13. 小型金属（鍋など） 14. 大型金属								
ガラス	21. 生ビン 22. 無色ビン 23. 茶色ビン 24. その他の色のビン								
ペットボトル・プラスチック	31. P E T 32. 白色トレイ 33. (白色トレイ以外の) プラスチック製容器包装 34. その他プラ(プラスチック製容器包装以外)								
その他	41. 布類 42. 生ごみ 43. 廃食油 44. 剪定枝 45. その他								

市町村名	収集方法				処理方法				
	ステーション回収	戸別回収	拠点回収	その他	そのまま有価売却	自ら処理後売却	処理委託後売却	(公財) 容器包装リサイクル協会へ委託	その他
千葉市	1, 2, 3, 4, 5, 6, 11, 12, 13, 21, 22, 23, 24, 31, 41	14	1, 2, 3, 4, 5, 6	42 (モデル事業として、一部地域でステーション回収)		11, 12, 13, 14, 21, 22, 23		24, 31	1, 2, 3, 4, 5, 6, 41
銚子市	1, 2, 3, 5, 6, 11, 12, 13, 21, 22, 23, 24, 31, 33	14	4, 32		1, 2, 3, 4, 5, 6, 11, 12, 21, 22, 23, 24	13, 14		31, 32, 33	
市川市	1, 2, 3, 4, 6, 11, 12, 21, 22, 23, 24, 31, 32, 33, 41		4, 31, 45		1, 2, 3, 4, 6, 41, 45		11, 12, 21, 22, 23	24, 31, 32, 33	
船橋市	11, 12, 13, 21, 22, 23, 24, 31						11, 12, 13, 21, 22, 23, 24	24, 31	
館山市	1. 2. 3. 4. 6. 11. 12. 13. 14. 21. 22. 23. 24. 31. 32. 33				1. 2. 3. 4. 6		11. 12. 13. 14	22. 23. 24. 31. 32. 33	21
木更津市	1, 2, 3, 4, 5, 6, 11, 12, 21, 22, 23, 24, 31, 32, 33, 41				1, 2, 3, 4, 5, 6, 41		11, 12, 31	21, 22, 23, 24, 31, 32, 33	32, 33
松戸市	1. 2. 3. 4. 5. 6. 11. 12. 13. 14. 21. 22. 23. 24. 32. 33. 41		31		1. 2. 3. 4. 5. 6. 41		11. 12. 13. 14. 21. 22. 23	24. 31. 32. 33	
野田市	1. 2. 3. 4. 6. 11. 12. 13. 14. 21. 22. 23. 24. 31. 33. 41	44				44	1. 2. 3. 4. 6. 11. 12. 13. 14. 21. 22. 23. 31. 41	24. 33	
茂原市	1, 2, 3, 4, 5, 6, 11, 12, 21, 22, 23, 24, 31, 41, 45				1, 2, 3, 4, 5, 6, 41	11, 12	21, 22, 23	24, 31	45
成田市	1 2 3	1 2 3	31 43	1 2 3	1 2 3	11 12 13		31 33	
佐倉市	5, 11, 12, 13, 21, 22, 23, 24, 33	14	31, 43		11, 12, 43		13, 14, 21, 22, 23, 24,	5, 31, 33	
東金市	11, 12, 13, 21, 22, 23, 24, 31		(リサイクル倉庫を市内8ヶ所に配置 1, 2, 3, 5, 41) (廃食用油回収ボックスを市内9ヶ所に設置)	(清掃組合で回収14)	1, 2, 3, 11, 12, 31, 41	13, 14		21, 22, 23, 24	
旭市	1. 2. 3. 4. 5. 11. 12. 13. 14. 21. 22. 23. 24. 31. 32. 33. 41				1. 2. 3. 4. 5. 41	11. 12. 13. 14		21. 22. 23. 24. 31	32. 33
習志野市	1, 2, 3, 4, 5, 6, 11, 12, 13, 21, 22, 23, 24, 31, 41	14	32		1, 2, 3, 4, 5, 6, 41	11, 12, 13, 14, 21, 22, 23, 31		24, 32	
柏市	1, 2, 3, 4, 5, 6, 11, 12, 13, 14, 21, 22, 23, 24, 31, 32, 33, 41	14					1, 2, 3, 4, 5, 6, 11, 12, 13, 14, 21, 22, 23, 41	24, 31, 32, 33	
勝浦市	1, 2, 3, 4, 5, 6, 11, 12, 13, 14, 21, 22, 23, 24, 31, 33, 34, 41				1, 2, 3, 4, 5, 6, 13, 14, 21, 22, 23, 24, 31, 41	11, 12		33	34
市原市	1, 2, 3, 4, 6, 11, 12, 21, 22, 23, 24, 31, 41		31		1, 2, 3, 4, 6, 11, 12, 21, 31, 41			22, 23, 24, 31	
流山市	31, 32, 33						31	32, 33	
八千代市	1. 2. 3. 4. 5. 6 11. 12. 13 21. 22. 23. 24		4. 31. 32. 43		1. 2. 3. 4. 5. 6. 41. 43	11. 12. 13. 22. 31		24	21. 23. 32 (業者に無償引渡し)
我孫子市	1. 2. 3. 4. 6. 11. 12. 13. 14. 21. 22. 23. 24. 31. 32. 33. 41. 42. 43. 45				1. 2. 3. 4. 6. 13. 14. 41. 43				42. 45乾電池・蛍光管) は資源化处理委託

資源ごみの公共収集（資源化するものに限る）の状況

平成26年度調査
（平成25年度実績）

【品目コード】									
紙類	1. 新聞 2. 雑誌 3. 段ボール 4. 紙パック 5. 紙製容器包装（包装紙, 紙袋, 菓子箱等）6. 雑紙（紙製容器包装に限らずその他紙類として）								
金属	11. スチール缶 12. アル缶 13. 小型金属（鍋など） 14. 大型金属								
ガラス	21. 生ビン 22. 無色ビン 23. 茶色ビン 24. その他の色のビン								
ペットボトル・プラスチック	31. P E T 32. 白色トレイ 33. (白色トレイ以外の) プラスチック製容器包装 34. その他プラ(プラスチック製容器包装以外)								
その他	41. 布類 42. 生ごみ 43. 廃食油 44. 剪定枝 45. その他								

市町村名	収集方法				処理方法				
	ステーション回収	戸別回収	拠点回収	その他	そのまま有価売却	自ら処理後売却	処理委託後売却	(公財) 容器包装リサイクル協会へ委託	その他
鴨川市	1. 2. 3. 4. 11. 12. 13. 22. 23. 24. 31. 32. 41. 45				1. 2. 3. 4. 11. 12. 13. 31	32		22. 23. 24. 31	41. 45
鎌ヶ谷市	1. 2. 3. 6. 11. 12. 13. 21. 22. 23. 24. 31. 33. 41	14			1. 2. 3. 6. 21. 41		11. 12. 13. 14. 22. 23	24. 31. 33	
君津市	1. 2, 3, 4, 6, 11, 12, 21, 22, 23, 24, 31, 32, 33, 41				1, 2, 3, 4, 6, 21, 41	11, 12	31	22, 23, 24, 31, 32, 33	
富津市	1. 2. 3. 4. 5. 11. 12. 13. 22. 23. 24. 31. 33. 41	14			1. 2. 3. 4. 5. 41	22. 23. 24. 31. 33	11. 12. 13	22. 23. 24. 31. 33	
浦安市	1, 2, 3, 5, 6, 11, 12, 21, 22, 23, 24, 31	1, 2, 3, 5, 6	4, 5, 32, 41, 43		41, 43	1, 2, 3, 5, 6, 11, 12, 21, 22, 23, 31, 32	4	24	
四街道市	1, 2, 3, 4, 5, 6, 11, 12, 22, 23, 24, 31, 41, 45				1, 2, 3, 4, 5, 6, 11, 12, 31, 41, 45			22, 23, 24	
袖ヶ浦市	1・2・3・4・6・11・12・13・14・22・23・24・31・41			1・2・3・4・6・11・12・22・23・24・31・41・43	1・2・3・4・6・13・14・41・43	11・12・31		22・23・24・31	
八街市	1. 2. 3. 4. 5. 6. 11. 12. 13. 21. 22. 23. 24. 31. 32. 33. 34. 41		43		1. 2. 3. 4. 5. 6. 43. 31	11. 12. 13. 14		32. 33. 34	21. 22. 23. 24
印西市	1. 2. 3. 4. 5. 6. 11. 12. 13. 21. 22. 23. 24. 31. 32. 33. 41	14	4. 43		1. 2. 3. 4. 5. 6. 41. 43	13. 14	11. 12	21. 22. 23. 24. 31. 32. 33	
白井市	1, 2, 3, 4, 5, 6, 11, 12, 21, 22, 23, 24, 31, 32, 33, 41		43		1, 2, 3, 4, 5, 6, 41, 43		11, 12	21, 22, 23, 24, 31, 32, 33	
富里市	4. 11. 12. 13. 22. 23. 24. 31				4	11. 12	13	22. 23. 24. 31	
南房総市	1, 2, 3, 4, 11, 12, 13, 21, 22, 23, 24, 31, 32, 33, 34, 41	14					1, 2, 3, 4, 11, 12, 13, 14, 21, 32, 33, 34, 41	22, 23, 24, 31	
匝瑳市	1, 2, 3, 4, 5, 6, 11, 12, 13, 21, 22, 23, 24, 31, 32, 33, 41						1, 2, 3, 11, 12, 13	5, 22, 23, 24, 31, 32, 33	
香取市	1. 2. 3. 6. 11. 12. 13. 14. 22. 23. 24. 31. 41				1. 2. 3. 6. 41	11. 12. 13. 14	31	22. 23. 24	
山武市	(成東地域) 11, 12, 13, 21, 22, 23, 24, 31 (山武・松尾・蓮沼地域) 1, 2, 3, 4, 5, 6, 11, 12, 13, 21, 22, 23, 24, 31, 32, 41		(成東地域) 1, 2, 3, 4, 5, 6		(成東地域) 1, 2, 3, 4, 5, 6, 11, 12, 31 (山武、松尾、蓮沼地域) 1, 2, 3, 4, 5, 6, 31, 32, 41	(成東地域) 13 (山武, 松尾, 蓮沼地域) 11, 12, 13		(成東地域) 21, 22, 23, 24 (山武, 松尾, 蓮沼地域) 21, 22, 23, 24	
いすみ市	1. 2. 3. 4. 5. 6. 11. 12. 13. 21. 22. 23. 24.				1. 2. 3. 4. 5. 6. 11. 12. 13. 14. 31.	11. 12. 13		22. 23. 24	
大網白里市	11, 12, 13, 22, 23, 24, 31, 45	14	1, 2, 3, 4, 5, 6, 41, 43, 45		1, 2, 3, 4, 5, 6, 11, 12, 31, 41, 43, 45	13, 14		22, 23, 24	
酒々井町	11, 12, 13, 22, 23, 24	14, 45（粗大ごみ）	31, 45（廃蛍光管、廃乾電池）		11, 12	13, 14, 22, 23, 24, 45（粗大ごみ）	45（廃蛍光管、廃乾電池）	31	
栄町	1. 2. 3. 4. 6. 11. 12. 22. 23. 24. 31. 32. 33. 41				1. 2. 3. 4. 6. 41		11. 12. 22. 23. 24	31. 32. 33	
神崎町	31		1. 2. 3. 4. 41. 45				1. 2. 3. 4. 41. 45	31	

資源ごみの公共収集（資源化するものに限る）の状況

平成26年度調査
（平成25年度実績）

【品目コード】	
紙類	1. 新聞 2. 雑誌 3. 段ボール 4. 紙パック 5. 紙製容器包装（包装紙, 紙袋, 菓子箱等） 6. 雑紙（紙製容器包装に限らずその他紙類として）
金属	11. スチール缶 12. アルミ缶 13. 小型金属（鍋など） 14. 大型金属
ガラス	21. 生ビン 22. 無色ビン 23. 茶色ビン 24. その他の色のビン
ペットボトル・プラスチック	31. P E T 32. 白色トレイ 33. (白色トレイ以外の) プラスチック製容器包装 34. その他プラ(プラスチック製容器包装以外)
その他	41. 布類 42. 生ごみ 43. 廃食油 44. 剪定枝 45. その他

市町村名	収集方法				処理方法				
	ステーション回収	戸別回収	拠点回収	その他	そのまま有価売却	自ら処理後売却	処理委託後売却	(公財) 容器包装リサイクル協会へ委託	その他
多古町	1, 2, 3, 4, 5, 6, 11, 12, 13, 14, 21, 22, 23, 24, 31, 32, 33, 41		1, 2, 3, 4, 5, 6, 41		1, 2, 3, 4, 5, 6, 41				
東庄町	1. 2. 3. 4. 5. 6. 11. 12. 13. 22. 23. 24. 31. 41				1. 2. 3. 4. 5. 6. 13. 41	11. 12	31	22. 23. 24	
九十九里町	31	14	1. 2. 3. 4. 41. 45	11. 12. 13. 22. 23. 24	1. 2. 3. 4. 11. 12. 31. 41	13. 14		22. 23. 24	
芝山町	1. 2. 3. 4. 11. 12. 13. 22. 23. 24. 31. 32. 41				1. 2. 3. 4. 31. 32. 41	11. 12. 13		22. 23. 24	
横芝光町	1. 2. 3. 4（光地域のみ5. 6） 11. 12. 13. 22. 23. 24. 31. 32（光地域は32も33へ含める） 41. 42. 44		43. 横芝地域は各集会所 光地域は各小学校		（横芝地域のみ 1. 2. 3. 4. 31. 32. 41） 43	（横芝地域のみ 11. 12. 13）	（光地域のみ 1. 2. 3. 11. 12. 13）	22. 23. 24	
一宮町	1, 2, 3, 4, 5, 6, 11, 12, 21, 22, 23, 24, 31, 41, 45				1, 2, 3, 4, 5, 6, 41	11, 12	21, 22, 23	24, 31	45
睦沢町	1, 2, 3, 4, 5, 6, 11, 12, 21, 22, 23, 24, 31, 41, 45				1, 2, 3, 4, 5, 6, 41	11, 12	21, 22, 23	24, 31	45
長生村	1. 2. 3. 4. 5. 6. 11. 12. 21. 22. 23. 24. 31. 41. 45				1. 2. 3. 4. 5. 6. 41	11. 12	21. 22. 23	24. 31	45
白子町	1, 2, 3, 4, 5, 6, 11, 12, 21, 22, 23, 24, 31, 41, 45				1. 2. 3. 4. 5. 6. 41	11. 12	21. 22. 23	24. 31	45
長柄町	1. 2. 3. 4. 5. 6. 11. 12. 21. 22. 23. 24. 31. 41. 45				1. 2. 3. 4. 5. 6. 41	11. 12	21. 22. 23	24. 31	45
長南町	1, 2, 3, 4, 5, 6, 11, 12, 21, 22, 23, 24, 31, 41, 45				1, 2, 3, 4, 5, 6, 41	11, 12	21, 22, 23	24, 31	45
大多喜町	1. 2. 3. 4. 11. 12. 13. 21. 22. 23. 24. 31. 33. 43				1. 2. 3. 4. 13. 21. 41. 43	11. 12. 22. 31. 43		24. 33	
御宿町	1, 2, 3, 4, 5, 6, 11, 12, 13, 22, 23, 24, 31, 32, 33, 41, 42	14, 45			1, 2, 3, 4, 5, 6, 41	11, 12, 13, 14, 31			22, 23, 24, 32, 33
鋸南町	1. 2. 3. 4. 11. 12. 13. 21. 22. 23. 24. 31. 41	14			1. 2. 3. 4. 13. 14. 21. 41	11. 12		22. 23. 24. 31	

集団回収に対する助成等

市町村名	助成制度の有無	補助品目と単価		補助金交付額（円）	
		回収団体	回収業者	回収団体	回収業者
千葉市	有	新聞・雑誌・雑がみ・段ボール・紙パック・布類 2円/kg 拠点回収団体のみ月500円加算	新聞3.4円/kg、雑誌・雑がみ5.0円/kg、 段ボール3.9円/kg、紙パック5.0円/kg、 布類10.9円/kg	36,146,000円	68,221,011円
銚子市	無				
市川市	有	紙類（新聞、雑誌、段ボール、紙パック）、布類、ビン（生ビン、雑ビン）、カン：3円/kg	紙類（新聞、雑誌、段ボール、紙パック）、布類：3円/kg ビン（雑ビン）、カン：33円/kg	14,432,136	50,379,870
船橋市	有	新聞・雑誌・段ボール・紙パック・古着 3円/kg	新聞・雑誌・段ボール・紙パック・古着 単価方式ではなく、予め決めた必要経費と売上を比較し、不足分を補助する。	58,762,620円	121,613,768円
館山市	無				
木更津市	有	繊維類・紙類・びん類 3円/kg	繊維類・紙類・びん類 2円/kg	4,750,356	3,169,670
松戸市	有	紙類：2円/1kg	紙類：1円/1kg	31,683,320円	15,841,660kg
		空き缶：2円/1kg	空き缶：29.5円/kg	2,538,324円	37,440,275円
		ガラスびん類：2円/1kg	ガラスびん類：29.5円/1kg	4,047,406円	59,699,229円
		ペットボトル：10円/1kg	ペットボトル：63円/1kg	14,546,500円	91,642,950円
野田市	有	繊維類 3円/k g	繊維類 3円/k g	繊維類 1,356,135円	繊維類 1,428,619円
	有	紙類 3円/k g	新聞 2.5円/k g 段ボール・紙パック 4.5円/k g	紙類 13,731,294円	新聞・段ボール・紙パック 9,657,641円
	有	金属類 3円/k g	雑紙 3円/k g	金属類 1,336,095円	雑紙 5,276,943円
	有	生びん類 3円/k g	金属類 19円/k g	生びん類 223,050円	金属類 8,892,413円
	有	雑びん類 10円/k g	雑びん類 20円/k g	雑びん類 9,797,730円	雑びん類 20,601,399円
	有	空き缶 18円/k g	空き缶 13円/k g	空き缶 7,016,940円	空き缶 5,345,954円
	有	ペットボトル 5円/k g	ペットボトル 90円/k g	ペットボトル 1,731,175円	ペットボトル 32,769,292円
茂原市	有	1円/kg 新聞、雑誌、段ボール、ビン類、アルミ缶、スチール缶		89,244円	
成田市	有	10円/kg 紙類、衣類・布類、びん類、かん類、金属類、ペットボトル	4円/kg：紙類、衣類・布類、びん類、かん類、金属類 23円/kg：ペットボトル	22,404,310円	10,135,183円
佐倉市	有	新聞・雑誌・ダンボール・紙パック・古繊維・ビン・カン 3円/kg	新聞・雑誌・ダンボール・紙パック・古繊維 2円/kg	17,796,720円	11,821,824円
東金市	有	紙類 3円/kg以内(予算の範囲内による) 繊維類 10円/kg以内(予算の範囲内による)		1,412,385	
旭市	有	繊維類（布類）、紙類、金属類、瓶類、ペットボトル 1キログラムあたり 5円	無	補助金額 486,587円	無
習志野市	有	新聞、チラシ、雑誌、雑紙、段ボール、紙パック、スチール缶、アルミ缶、ビン、布類 4円/kg	同左	13,635,128円	13,641,328円
柏市	無				
勝浦市	無				
市原市	有	補助品目：鉄類、非鉄金属類、新聞、雑誌、シュレツダー、段ボール、紙パック、布類、生きびん、ペットボトル 補助金額：ペットボトルは10円/kg、それ以外4円/kg	補助品目：回収団体に同じ。 補助金額：ペットボトル25円/kg、古紙5円/kg。それ以外4円/kg	平成25年度実績：16,542,000円 (回収量：3,951t 団体数：286団体)	平成25年度実績：21,942,000円 (回収量：3,951t 協力業者数：7企業)
流山市	有	紙類、布類、びん類、金属類 単価 8円/kg	紙類・布類 単価 9.8円/kg びん類・缶・金属類 単価 12.8円/kg	88,935,840円	115,491,264円
八千代市	有	新聞、雑誌、段ボール、布類、アルミ缶 4円/kg	新聞、雑誌、段ボール、布類、アルミ缶 4円/kg	9,114,508円	9,114,508円
我孫子市	無				

集団回収に対する助成等

市町村名	助成制度の有無	補助品目と単価		補助金交付額（円）	
		回収団体	回収業者	回収団体	回収業者
鴨川市	有	1円/kg 繊維類、紙類、金属類、ビン類	無	651,139円	—
鎌ヶ谷市	有	3円/kg(新聞・雑誌・段ボール・布類) 4円/kg(空きビン(カレット含む)・金属類(空き缶含む))	8円/kg(新聞・雑誌・段ボール・布類・空きビン(カレット含む)・金属類(空き缶含む))	4,056,030円	9,891,280円
君津市	有	ダンボール、新聞、雑誌、牛乳パック、アルミ缶、スチール缶、繊維類、鉄くず、生きびん 単価2円/kg	ダンボール、新聞、雑誌、牛乳パック、アルミ缶、スチール缶、繊維類、鉄くず、生きびん 単価1円/kg	991,088	488,116
富津市	有	新聞紙、雑誌類、段ボール、ウエス、アルミ缶、ビン（3円/Kg）	品目は右に同じ（1円/Kg）	2,330,418円	773,736円
浦安市	有	新聞・雑誌・段ボール・飲料用紙パック・布類 5円/kg	新聞・雑誌・段ボール・飲料用紙パック・布類 2円/kg	25,379,935	9,855,140
四街道市	有	牛乳パック5円、新聞・雑誌・ダンボール5円、繊維類5円、びん類5円、金属類5円、廃食用油5円、ペットボトル20円/キロ	助成金額の算定は、単価方式によっていない。 （必要経費算出方式）	6,327,235円	6,628,844円
袖ヶ浦市	有	紙類、金属、ガラスビン、ペットボトル、布類、廃食用油 1kgにつき4円		10,478,572円	
八街市	有	4円/kg（古紙類、スチール缶、アルミ缶、ビン類）	0円/kg	2,174,204円	0円
印西市	有	6円/kg：紙類、繊維類、ビン類、金属類、ペットボトル	2円/kg：紙類、繊維類、ビン類、金属類、ペットボトル	12,203,142円	4,066,484円
白井市	有	紙類、繊維類、瓶類、金属類 1kgあたり5円	紙類、繊維類、瓶類、金属類 白井市有価物回収奨励金交付要綱に基づき、各1kgあたり0～5円の変動制	3,676,150円	4,781,044円
富里市	有	新聞、雑誌、段ボール、紙パック、パッケージペーパー、繊維、アルミ缶、ビン 5円/kg	新聞、雑誌、段ボール、紙パック、パッケージペーパー、繊維、アルミ缶、ビン 3円/kg	4,407,235円	2,662,554円
南房総市	無				
匝瑳市	有	繊維類、紙類、金属類及びビン類 各5円以内/kg（会計年度当たり限度額は、1団体につき200,000円）		1,409,875円	
香取市	有	紙類・繊維類 3円/kg		3,913,614円	
山武市	有	紙類、繊維類、缶類、ペットボトル、白色トレイ 各品目 1kgあたり3円	なし	紙類 635,175kg 1,905,525円 繊維類 26,164kg 78,492円 缶類 22,937kg 68,811円 ペットボトル 5,556kg 16,668円	なし
いすみ市	無				
大網白里市	有	紙類（新聞紙、雑誌、段ボール、飲料パック、雑がみなど） ビン類・繊維類・金属類（アルミ缶・スチール缶） 各3円/kg	無	2,899,032円（平成25年度実績） 内訳 紙類 2,832,117円 繊維類 1,440円 ビン類 16,215円 アルミ缶 45,252円 スチール缶 4,008円	
酒々井町	有	新聞、雑誌、段ボール、牛乳パック、ビン、金属古繊維（3円/kg）	新聞、雑誌、段ボール、牛乳パック、ビン、金属古繊維（2円/kg）	2,106,444円	1,404,296円
栄町	有	3円/kg	4円/kg	2,738,355円	3,651,140円
神崎町	有	紙類・繊維類・金属類・ビン類 各3円/kg		289,476円	
多古町	無				
東庄町	無				

集団回収に対する助成等

市町村名	助成制度 の有無	補助品目と単価		補助金交付額（円）	
		回収団体	回収業者	回収団体	回収業者
九十九里町	有	紙類・繊維類・カン・ビン（3円/kg）		171,510円	
芝山町	有	紙資源、ビン・缶類 3円/kg		261,006円	
横芝光町	有	アルミ缶のみ 1kgあたり3円	無		0円
一宮町	無				
睦沢町	無				
長生村	無				
白子町	無				
長柄町	無				
長南町	無				
大多喜町	無				
御宿町	有	カン、ビン、古紙等資源物：約3円/kg（上限35万）		349,253円	
鋸南町	無	無			

集団回収の実施団体数等

市町村名	小学校等による P T A 等回収		町内会・自治会等による回収		子供会による回収		その他			計	
	実施団体数	回収量 (kg)	実施団体数	回収量 (kg)	実施団体数	回収量 (kg)	実施団体数	回収量 (kg)	備考 (団体の概略)	実施団体数	回収量 (kg)
千葉市	65	3,389,300 kg	349	7,269,900 kg	136	2,431,250 kg	184	3,265,800 kg	老人会、婦人会、管理組合、寮、社宅	734	16,356,250 kg
銚子市	0	0 kg	0	0 kg	0	0 kg	不明	508,000 kg		不明	508,000 kg
市川市	28	604,803 kg	66	1,522,068 kg	46	799,306 kg	129	1,884,535 kg	マンション管理組合、高齢者クラブ、婦人会、他	269	4,810,712 kg
船橋市			31	19,587,540 kg			1	201,000 kg		32	19,788,540 kg
館山市	0	0 kg	0	0 kg	0	0 kg	0	0 kg		0	0 kg
木更津市	13	489,434 kg	18	419,454 kg	22	526,469 kg	9	148,095 kg	生徒会、老人クラブ、婦人会、青年会	62	1,583,452 kg
松戸市	25	354,984 kg	239	16,099,648 kg	36	1,408,171 kg	170	2,726,372 kg	社宅・婦人会・老人会・管理組合・など	470	20,589,175 kg
野田市	5	9,171 kg	357	7,233,452 kg	1	19,358 kg	2	2,715 kg	老人クラブ・専門学校寮	365	7,264,696 kg
茂原市	24	57,752 kg	3	21,664 kg	1	16,304 kg	13	12,214 kg	長寿会、婦人会	41	107,934 kg
成田市	37	824,759 kg	79	819,103 kg	34	365,311 kg	17	231,258 kg	老人クラブ、自立支援施設	167	2,240,431 kg
佐倉市	12	613,370 kg	92	1,978,749 kg	106	3,252,706 kg	4	87,415 kg	同好会、NPO	214	5,932,240 kg
東金市	17	195,800 kg	4	50,700 kg	7	106,400 kg	10	96,100 kg		38	449,000 kg
旭市	5	16,740 kg	5	29,066 kg	2	13,320 kg	13	38,191 kg		25	97,317 kg
習志野市	41	543,054 kg	83	2,454,221 kg	12	413,057 kg				136	3,410,332 kg
柏市	0	0 kg	0	0 kg	0	0 kg	0	0 kg		0	0 kg
勝浦市	9	169,457 kg	0	0 kg	0	0 kg	0	0 kg		9	169,457 kg
市原市	87	1,305,230 kg	80	1,241,629 kg	63	538,784 kg	56	865,205 kg	老人会、婦人会、サークル、福祉施設、会社の寮等	286	3,950,848 kg
流山市	12	237,790 kg	215	10,252,640 kg	5	166,460 kg	10	460,090 kg	老人会（9）、婦人会（1）	242	11,116,980 kg
八千代市	23	989,428 kg	30	680,356 kg	7	132,430 kg	24	476,413 kg	管理組合・会社寮等	84	2,278,627 kg
我孫子市	0	0 kg	0	0 kg	0	0 kg	0	0 kg	0	0	0 kg
鴨川市	15	409,000 kg	4	25,000 kg	19	108,000 kg	12	109,000 kg		50	651,000 kg
鎌ヶ谷市	9	1,236,410 kg								9	1,236,410 kg
君津市	13	398,053 kg	2	3,750 kg	2	7,810 kg	8	85,931 kg	婦人会、保護者友の会	25	495,544 kg
富津市	34	601,970 kg	6	77,867 kg	8	26,333 kg	32	70,636 kg	社会福祉法人	80	776,806 kg
浦安市	13	157,870 kg	69	4,081,460 kg	19	456,260 kg	24	380,397 kg	管理組合等	125	5,075,987 kg
四街道市	7	31,567 kg	9	194,444 kg	26	471,420 kg	32	502,983 kg	シニアクラブ、NPO、学校	74	1,200,414 kg
袖ヶ浦市	7	316,964 kg	115	1,812,654 kg	5	23,785 kg	5	466,240 kg		132	2,619,643 kg
八街市	12	121,040 kg	33	197,704 kg	10	47,467 kg	8	177,340 kg		63	543,551 kg
印西市	24	847,740 kg	35	711,859 kg	25	301,584 kg	26	172,674 kg	高齢者クラブ、部活動等	110	2,033,857 kg
白井市	13	267,440 kg	18	420,040 kg	3	8,660 kg	1	39,090 kg	福祉作業所	35	735,230 kg
富里市	18	108,560 kg	36	244,256 kg	25	434,945 kg	14	99,757 kg	老人クラブなど	93	887,518 kg
南房総市	0	0 kg	0	0 kg	0	0 kg	0	0 kg		0	0 kg
匝瑳市	12	208,009 kg	3	45,780 kg	4	8,880 kg	4	34,206 kg	エコクラブ・NPO法人WITH・匝瑳リトルシニア・ガールスカウト千葉県第98団	23	296,875 kg
香取市	30	1,077,780 kg	9	64,059 kg	5	37,430 kg	7	125,269 kg		51	1,304,538 kg
山武市	15	339,147 kg	34	171,406 kg	18	133,990 kg	13	45,289 kg	地区ゴールドクラブ等	80	689,832 kg

集団回収の実施団体数等

市町村名	小学校等による P T A 等回収		町内会・自治会等による回収		子供会による回収		その他			計	
	実施団体数	回収量 (kg)	実施団体数	回収量 (kg)	実施団体数	回収量 (kg)	実施団体数	回収量 (kg)	備考 (団体の概略)	実施団体数	回収量 (kg)
いすみ市	0	0 kg	0	0 kg	0	0 kg	0	0 kg		0	0 kg
大網白里市	14	371,236 kg	25	522,841 kg	2	20,125 kg	10	52,142 kg	ホフンファイア、老人会、 特定非営利活動法人、 福祉法人	51	966,344 kg
酒々井町	4	8,387 kg	28	220,529 kg	15	281,492 kg	21	191,740 kg		68	702,148 kg
栄町	9	57,460 kg	10	747,970 kg	7	73,945 kg	4	33,410 kg		30	912,785 kg
神崎町	2	90,132 kg	1	1,640 kg	1	4,720 kg				4	96,492 kg
多古町	0	0 kg	0	0 kg	0	0 kg	0	0 kg		0	0 kg
東庄町	0	0 kg	0	0 kg	0	0 kg	0	0 kg		0	0 kg
九十九里町	2	12,677 kg			6	44,493 kg				8	57,170 kg
芝山町	2	61,300 kg			1	25,702 kg				3	87,002 kg
横芝光町	8	138,598 kg	0	0 kg	0	0 kg	1	5,155 kg	スポーツ少年団	9	143,753 kg
一宮町	0	0 kg	0	0 kg	0	0 kg	0	0 kg		0	0 kg
睦沢町	0	0 kg	0	0 kg	0	0 kg	0	0 kg	0	0	0 kg
長生村	0	0 kg	0	0 kg	0	0 kg	0	0 kg		0	0 kg
白子町	0	0 kg	0	0 kg	0	0 kg	0	0 kg		0	0 kg
長柄町	0	0 kg	0	0 kg	0	0 kg	0	0 kg		0	0 kg
長南町	0	0 kg	0	0 kg	0	0 kg	0	0 kg		0	0 kg
大多喜町	0	0 kg	0	0 kg	0	0 kg	0	0 kg		0	0 kg
御宿町	1	4,570 kg	4	93,268 kg	1	23,010 kg				6	120,848 kg
鋸南町	0	0 kg	0	0 kg	0	0 kg	0	0 kg		0	0 kg
計	667	16,666,982	2,092	79,296,717	680	12,729,377	864	13,594,662		4,303	122,287,738 kg

集団回収における収集から処理に関しての市町村等の関係

ア 任意団体（自治会等）が回収業者と直接取引し、行政は収集・処理には関わっていない。

（行政は補助金交付や用具の貸し出しのみに関わっている。）

イ 任意団体（自治会等）が排出したものを、行政が収集・売却し、住民に還元する。

ウ その他（具体的内容を記入してください。）

市町村名	回答	その他の具体的内容（ウの場合に記入）
千葉市	ア	
銚子市	ウ	行政の収集・処理・補助等はない
市川市	ア	
船橋市	ウ	回収業者がごみ収集ステーションから地区ごとに回収し、地区の回収量に応じて任意団体に有価物回収協力金を支給する。回収業者には、必要経費の不足分を助成する。
館山市	ウ	把握していない。
木更津市	ア	
松戸市	ア	
野田市	ウ	任意団体（自治会等）が排出したものを、行政が野田市再資源化事業協同組合に収集委託し、住民に対して助成金として還元する。
茂原市	ウ	任意団体が排出したものを行政が回収し、その量に応じて報奨金を交付する。
成田市	イ	
佐倉市	ア	
東金市	ア	
旭市	ア	
習志野市	ア	
柏市	ウ	集団回収は実施していない。
勝浦市	ア	
市原市	ア	
流山市	ア	
八千代市	ア	
我孫子市	ウ	資源は全て行政回収。自治会等へ、資源の一部の品目の排出量に応じ奨励金を交付している。
鴨川市	ア	
鎌ヶ谷市	ア	
君津市	ア	
富津市	ア	
浦安市	ア	

集団回収における収集から処理に関しての市町村等の関係

ア 任意団体（自治会等）が回収業者と直接取引し、行政は収集・処理には関わっていない。
（行政は補助金交付や用具の貸し出しのみに関わっている。）

イ 任意団体（自治会等）が排出したものを、行政が収集・売却し、住民に還元する。

ウ その他（具体的内容を記入してください。）

市町村名	回答	その他の具体的内容（ウの場合に記入）
四街道市	ア	
袖ヶ浦市	ア	
八街市	ア	
印西市	ア	
白井市	ア	
富里市	ア	
南房総市	ウ	把握していない
匝瑳市	ア	
香取市	ア	
山武市	ア	
いすみ市	ア	
大網白里市	ア	
酒々井町	ア	
栄町	ア	
神崎町	ア	
多古町	ア	
東庄町	ウ	実施してない。
九十九里町	ア	
芝山町	ア	
横芝光町	ア	
一宮町	ウ	把握していない
睦沢町	ウ	把握していない
長生村	ウ	任意団体が回収業者との取引なし（実施していない）
白子町	ウ	把握していない。
長柄町	ウ	把握していない。
長南町	ウ	実施していない。
大多喜町	ウ	実施していない。
御宿町	ア	
鋸南町	ウ	実施していない

ポイ捨て禁止条例の制定状況等

市町村名	条例の有無	条例名	ポイ捨てに対する罰則の有無	ポイ捨てに対する罰則適用の有無等		制定日
				有無	件数	
千葉市	有	千葉市路上喫煙等及び空き缶等の散乱の防止に関する条例	有	有	3	平成23年1月1日
銚子市	無					
市川市	有	市川市市民等の健康と安全で清潔な生活環境の保持に関する条例	有	無	0	平成15年9月22日
船橋市	有	船橋市路上喫煙及びポイ捨て防止条例	有	無		平成16年3月31日
館山市	有	館山市まちをきれいにする条例	無			平成10年3月31日
木更津市	有	木更津市空き缶等及び吸殻等の散乱の防止等に関する条例	有	無		平成8年3月29日
松戸市	有	松戸市安全で快適なまちづくり条例	有	有	52件	平成15年12月19日
野田市	有	野田市環境美化条例	無	無		平成9年3月31日
茂原市	有	茂原市ポイ捨て防止条例	有	無		平成12年6月29日
成田市	有	成田市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止に関する条例	有	無	0	平成8年12月27日
佐倉市	有	佐倉市快適な生活環境に支障となる迷惑行為の防止に関する条例	無	無		平成15年3月14日
東金市	有	東金市清潔で美しいまちづくりの推進に関する条例	有	無		平成12年12月27日
旭市	有	旭市環境美化推進に係る条例	有	無	0	平成17年7月1日
習志野市	有	習志野市空き缶等の投棄、違反ごみ出し並びに飼い犬及び飼い猫のふんの放置をしないまちづくり条例	無	無		平成14年12月27日
柏市	有	柏市ばい捨て等防止条例	有	有	326	平成17年4月1日
勝浦市	有	勝浦市きれいで住みよい環境づくり条例	有	無		平成14年9月26日
市原市	有	市原市ポイ捨て行為の防止に関する条例	有	無	0	平成9年3月18日
流山市	有	流山市路上喫煙の防止及びまちをきれいにする条例	有（過料）	無	0	平成14年6月28日
八千代市	有	八千代市ポイ捨て防止に関する条例	有	無	-	平成10年3月25日
我孫子市	有	我孫子市さわやかな環境づくり条例	有	無	0	平成9年6月26日
鴨川市	有	まちをきれいにする条例	有	無		平成17年2月11日
鎌ケ谷市	有	鎌ケ谷市ごみの散乱のない快適なまちづくりに関する条例	無	無		平成17年9月30日
君津市	有	君津市まちをきれいにする条例	有	無		平成9年3月31日
富津市	有	富津市まちをきれいにする条例	有	無		平成9年3月27日
浦安市	有	浦安市空き缶等の散乱防止等に関する条例	無	無	—	平成9年3月31日
四街道市	有	四街道市まちをきれいにする条例	有	無	0	平成11年3月30日
袖ケ浦市	有	袖ケ浦市まちをきれいにする条例	有	無		平成9年3月28日
八街市	有	八街市さわやかな環境づくり条例	有	無		平成10年6月29日
印西市	有	印西市歩行喫煙、ポイ捨て等防止条例	有	無		平成19年9月21日
白井市	有	白井市まちをきれいにする条例	有	無	0	平成14年9月24日
富里市	有	富里市ポイ捨て防止条例	有	無	0	平成12年3月27日
南房総市	有	南房総市環境美化推進に関する条例	無	無		平成18年3月20日
匝瑳市	有	匝瑳市まちをきれいにする条例	有	無	0	平成18年1月23日
香取市	有	香取市環境美化条例	無			平成18年3月27日
山武市	有	山武市清潔で美しいまちづくりの推進に関する条例	有	無	—	平成18年3月27日
いすみ市	有	いすみ市環境保全条例第52条（空き缶等の投げ捨て禁止）	有	無		平成17年12月5日
大網白里市	有	大網白里市まちをきれいにする条例	有	無		平成22年3月23日

ポイ捨て禁止条例の制定状況等

市町村名	条例の有無	条例名	ポイ捨てに対する罰則の有無	ポイ捨てに対する罰則適用の有無等		制定日
				有無	件数	
酒々井町	無					
栄町	無					
神崎町	有	神崎町ポイ捨て防止条例	有	無		平成13年12月18日
多古町	有	多古町空き缶等の散乱防止に関する条例	無			平成12年12月20日
東庄町	有	東庄町空き缶等の散乱防止に関する条例	無	無		平成10年3月12日
九十九里町	有	九十九里町環境美化条例	有	無	0	平成25年3月25日
芝山町	有	芝山町をきれいにする条例	有	無		平成13年6月18日
横芝光町	有	横芝光町ごみポイ捨て防止に関する条例	有	無	0	平成19年3月15日
一宮町	無					
睦沢町	有	睦沢町ポイ捨て行為の防止に関する条例	有	無		平成10年6月26日
長生村	無		無	無		
白子町	有	白子町環境美化推進に関する条例	無			平成8年6月14日
長柄町	無					
長南町	無					
大多喜町	無					
御宿町	有	御宿町きれいな海岸環境を守る条例	有	有		1994/10/
鋸南町	有	鋸南町環境美化推進に関する条例	有	無		平成6年12月8日

一般廃棄物等の不法投棄の状況等

※量は推計値を含む。

市町村名	不法投棄の発見件数と投棄量						撤去量					
	一般廃棄物		一般廃棄物・ 産業廃棄物混合		合計		完了		一部着手		未着手	
	件数	※量 (t)	件数	※量 (t)	件数	※量 (t)	件数	※量 (t)	件数	※量 (t)	件数	※量 (t)
千葉市	2430	456 t	未集計	未集計	2,430	456 t	2430	456 t	未集計	未集計	未集計	未集計
銚子市	20	1 t	不明	不明	20	1 t	不明	不明	不明	不明	不明	不明
市川市	3,254	565 t	0	0 t	3254	565 t	3,254	565 t	0	0 t	0	0 t
船橋市	1,004	101 t	不明	不明	1004	101 t	1,004	101 t	0	0 t	0	0 t
館山市	252	5 t	28	2 t	280	7 t	280	7 t	不明	不明	不明	不明
木更津市	352	19 t	2	3 t	354	21 t	58	1 t	不明	不明	不明	不明
松戸市	487	42 t	不明	不明	487	42 t	487	42 t	不明	不明	不明	不明
野田市	不明	不明	2195	133 t	2195	133 t	2195	133 t	不明	不明	不明	不明
茂原市	236	12 t	2	2 t	238	14 t	238	14 t	不明	不明	不明	不明
成田市	684	11 t	不明	不明	684	11 t	684	11 t	不明	不明	不明	不明
佐倉市	907	45 t	0	0 t	907	45 t	907	45 t	0	0 t	0	0 t
東金市	不明	不明	237	15 t	237	15 t	237	15 t	不明	不明	不明	不明
旭市	171	54 t	不明	不明	171	54 t	171	54 t	不明	不明	不明	不明
習志野市	81	2 t	不明	不明	81	2 t	81	2 t	不明	不明	不明	不明
柏市	不明	不明	334	43 t	334	43 t	334	43 t	不明	不明	不明	不明
勝浦市	91	3 t	5	0 t	96	3 t	74	3 t	3	不明	19	不明
市原市	1978	不明	不明	不明	1978	0 t	1948	96 t	0	0 t	30	不明
流山市	不明	不明	1563	58 t	1563	58 t	1563	58 t	0	0 t	0	0 t
八千代市	443	不明	13	不明	456	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明
我孫子市	235	18 t	不明	不明	235	18 t	235	18 t	不明	不明	不明	不明
鴨川市	53	18 t	4	1 t	57	19 t	57	19 t	不明	不明	不明	不明
鎌ヶ谷市	260	45 t	不明	不明	260	45 t	260	45 t	不明	不明	不明	不明
君津市	70	8 t	15	6 t	85	14 t	85	14 t	不明	不明	不明	不明
富津市	169	7 t	不明	不明	169	7 t	169	7 t	不明	不明	不明	不明
浦安市	431	未集計	不明	不明	431	未集計	431	未集計	不明	不明	不明	不明
四街道市	63	不明	8	不明	71	不明	71	不明	0	0 t	0	0 t
袖ヶ浦市	不明	不明	27	4 t	27	4 t	7	1 t	不明	不明	20	3 t
八街市	113	30 t	不明	不明	113	30 t	113	30 t	不明	不明	不明	不明
印西市	322	21t	不明	不明	322	21 t	314	21 t	不明	不明	8	不明
白井市	98	12 t	0	0 t	98	12 t	98	12 t	不明	不明	不明	不明
富里市	78	8 t	8	4 t	86	12 t	56	7 t	0	0 t	30	5 t
南房総市	75	6 t	21	2 t	96	8 t	96	8 t	不明	不明	不明	不明
匝瑳市	54	12 t	0	0 t	54	12 t	54	12 t	0	0 t	0	0 t
香取市	223	20 t	16	15 t	239	35 t	214	25 t	不明	不明	25	10 t
山武市	192	1 t	3	1 t	195	2 t	195	2 t	0	0 t	0	0 t
いすみ市	3	1 t	不明	不明	3	1 t	3	1 t	不明	不明	不明	不明
大網白里市	132	3 t	20	11 t	152	14 t	152	14 t	不明	不明	不明	不明

一般廃棄物等の不法投棄の状況等

※量は推計値を含む。

市町村名	不法投棄の発見件数と投棄量						撤去量					
	一般廃棄物		一般廃棄物・ 産業廃棄物混合		合計		完了		一部着手		未着手	
	件数	※量 (t)	件数	※量 (t)	件数	※量 (t)	件数	※量 (t)	件数	※量 (t)	件数	※量 (t)
酒々井町	94	27 t	不明	不明	94	27 t	94	27 t	不明	不明	不明	不明
栄町	15	1 t	不明	不明	15	1 t	15	1 t	0	0 t	0	0 t
神崎町	22	1 t	0	0 t	22	1 t	22	1 t	0	0 t	0	0 t
多古町	18	2 t	不明	不明	18	2 t	不明	不明	不明	不明	不明	不明
東庄町	8	1 t	3	2 t	11	3 t	10	1 t	不明	不明	1	2 t
九十九里町	29	5 t	11	1 t	40	6 t	40	6 t	不明	不明	不明	不明
芝山町	不明	不明	8	不明	8	不明	8	不明	不明	不明	不明	不明
横芝光町	不明	不明	35	2 t	35	2 t	不明	不明	不明	不明	16	不明
一宮町	不明	不明	不明	不明	0	0 t	不明	不明	不明	不明	不明	不明
睦沢町	32	1 t	10	1 t	42	2 t	42	2 t	0	0 t	0	0 t
長生村	48	29 t	5	5 t	53	34 t	53	34 t	不明	不明	不明	不明
白子町	18	1 t	0	0 t	18	1 t	18	1 t	0	0 t	0	0 t
長柄町	42	0 t	15	7 t	57	7 t	57	7 t	0 t	0 t	0 t	0 t
長南町	9	1 t	2	7 t	11	8 t	11	8 t	不明	不明	不明	不明
大多喜町	85	11 t	不明	不明	85	11 t	82	9 t	不明	不明	3	2 t
御宿町	9	1 t	不明	不明	9	1 t	9	1 t	不明	不明	不明	不明
鋸南町	18	1 t	不明	不明	18	1 t	18	1 t	不明	不明	不明	不明
計	15, 408	1, 574	4, 590	324	19, 998	1, 931	19, 034	1, 980	3	0	152	22

【質問 8】 一般廃棄物等の主な不法投棄場所等

市町村名	不法投棄された場所												
	山林	農地	工業用地	道路・ 道路際	河川	海岸	住宅地	雑種地	その他（左記以外の場合は、その場所を記載してください。）				
									①	②	③	④	⑤
千葉市	○	○	○	○	○	○	○	○					
銚子市	○			○	○	○		○					
市川市	○	○	○	○	○		○	○	ごみ集積所	公園・緑地	水路		
船橋市	○	○	○	○			○	○					
館山市	○			○	○	○	○	○	ごみステーション	公園			
木更津市	○	○		○	○	○	○	○					
松戸市	○			○	○								
野田市	○	○	○	○	○		○		公園				
茂原市	○	○		○	○		○	○					
成田市				○									
佐倉市	○	○	○	○	○		○	○					
東金市				○	○								
旭市				○	○	○			市有地	公園	ゴミステーション		
習志野市				○					集積所	公園			
柏市	○			○	○				ごみ集積場所	公共用地			
勝浦市	○	○		○	○		○						
市原市	○	○	○	○	○		○	○	公園				
流山市	○	○		○	○		○	○	官有地				
八千代市	○	○	○	○	○		○	○	区画整理事業地内	工事現場	店舗等の駐車場	公園緑地	
我孫子市	○	○		○	○		○						
鴨川市	○	○		○	○	○	○	○					
鎌ヶ谷市	○	○		○				○					
君津市	○	○		○	○		○	○					
富津市	○	○		○	○	○		○					
浦安市			○	○	○		○	○					
四街道市	○	○		○					集積所				
袖ヶ浦市	○	○		○	○		○	○					
八街市	○	○		○			○	○	ごみ集積所				
印西市	○			○	○		○	○					
白井市				○			○		ごみ集積所	自治会集会所			
富里市	○	○	○	○	○		○	○					
南房総市	○			○				○					
匝瑳市	○	○	○	○	○	○	○	○	ごみステーション				
香取市	○	○		○	○		○	○	J R 高架下				
山武市				○									
いすみ市	○	○		○	○			○	ごみ集積所				
大網白里市	○	○		○	○	○	○		集積所	公園	リサイクル 回収倉庫		

【質問 8】 一般廃棄物等の主な不法投棄場所等

市町村名	不法投棄された場所												
	山林	農地	工業用地	道路・ 道路際	河川	海岸	住宅地	雑種地	その他（左記以外の場合は、その場所を記載してください。）				
									①	②	③	④	⑤
酒々井町				○					ごみ集積所				
栄町	○	○		○				○					
神崎町	○	○		○					公民館	水路	町有地		
多古町	○	○		○	○		○	○					
東庄町													
九十九里町				○					公共用地	河川敷	用水路		
芝山町				○									
横芝光町	○			○	○	○		○					
一宮町				○	○	○							
睦沢町	○	○		○	○			○					
長生村		○		○	○	○			ごみ集積所				
白子町	○			○	○	○			排水路				
長柄町				○									
長南町	○			○			○	○					
大多喜町	○			○				○					
御宿町	○			○	○								
鋸南町	○	○		○	○	○	○	○	集積所				

不法投棄されたごみの種類等

市町村名	不法投棄されたごみの種類											
	家電品 (4品目)	家電品 (その他)	家電品 以外の 粗大	タイヤ	バイク	自転車	自動車	その他（左記以外の場合は、その種類を記載してください。）				
								①	②	③	④	⑤
千葉市	○	○	○	○	○	○	○					
銚子市	○	○	○	○	○	○	○	未分別家庭ごみ	事業系ごみ	未分別事業系ごみ	布団	消火器
市川市	○	○	○	○	○	○		未分別家庭ごみ	消火器	バッテリー		
船橋市	○	○	○	○		○						
館山市	○	○	○	○		○		建築廃材	ビニール類	ペンキ類		
木更津市	○	○	○	○		○		家庭ごみ	消火器			
松戸市	○	○	○	○	○	○	○	未分別ごみ	事業ごみ			
野田市	○	○	○	○	○	○		生活ごみ	消火器	バッテリー	耐火金庫	ボンベ
茂原市	○	○	○	○	○	○						
成田市	○	○	○	○								
佐倉市	○	○	○	○	○	○		もやせるごみ				
東金市	○	○	○	○	○	○	○	家庭ごみ				
旭市	○	○	○	○	○	○		生活系ごみ	缶・ビン	雑誌類	衣類	
習志野市	○	○	○									
柏市	○	○	○	○	○	○	○	消火器	ふとん	耐火金庫		
勝浦市	○	○	○	○		○		建築廃材	ビン・カン	布団・マットレス		
市原市	○	○	○	○	○	○	○	可燃物一般	不燃物一般	建築廃材	雑誌・新聞	
流山市	○	○	○	○		○		車両部品	一斗缶、灯油缶	消火器	塩ビ管	建築廃材
八千代市	○	○	○	○	○	○	○	一般家庭ごみ (生ごみ・容器 等)	衣類	アルバム		
我孫子市	○	○	○	○	○	○		ブロック	物干台			
鴨川市	○	○	○	○		○						
鎌ヶ谷市	○	○	○	○		○		消火器	バッテリー	畳		
君津市	○	○	○	○	○	○		生活ごみ袋	雑誌・新聞	衣類	ビン・缶	せん定枝
富津市	○	○	○	○		○		家庭ごみ	家具、布団類			
浦安市	○	○	○	○	○	○						
四街道市	○	○	○	○		○		その他生活系ごみ	建築廃材	塗料（容器含む）	被服類	オーディオ機器
袖ヶ浦市	○		○	○	○							
八街市	○	○		○			○	○	ごみ集積所			
印西市	○	○	○	○		○						
白井市	○	○	○	○		○		土	ペンキ	石膏ボード		
富里市	○	○	○	○		○		可燃ごみ	空き缶	ガラスびん	ペットボトル	建築廃材
南房総市	○			○		○						
匝瑳市	○	○	○	○		○		生活系ごみ	缶・ビン類			
香取市	○	○	○	○		○						
山武市	○	○	○	○	○	○						
いすみ市				○	○	○	○					
大網白里市	○	○	○	○	○	○	○	可燃ごみ	家電以外の 不燃ごみ			

不法投棄されたごみの種類等

市町村名	不法投棄されたごみの種類											
	家電品 (4品目)	家電品 (その他)	家電品 以外の 粗大	タイヤ	バイク	自転車	自動車	その他（左記以外の場合は、その種類を記載してください。）				
								①	②	③	④	⑤
酒々井町	○	○	○	○				カン	ビン	コンビニ袋	弁当容器	雑誌
栄町	○	○	○	○	○			スーツケース	マッサージ チェア			
神崎町	○	○	○	○		○		紙類	衣類			
多古町	○	○	○	○								
東庄町	○	○	○	○				野菜くず	家庭ごみ			
九十九里町	○	○	○	○		○		家庭ごみ	燃え殻	コンパネ	ガラス・コン クリートくず	がれき類
芝山町	○	○		○				廃プラ				
横芝光町	○	○	○	○		○						
一宮町	○	○	○	○		○						
睦沢町	○	○	○	○		○						
長生村	○	○	○	○		○						
白子町	○	○	○	○		○		日常生活用品	木材	植木用鉢等		
長柄町	○	○	○	○		○		家庭ごみ				
長南町		○	○	○		○		建築廃材等				
大多喜町	○	○	○	○								
御宿町	○	○	○	○		○		可燃ごみ	ガラス屑			
鋸南町	○	○	○	○		○		バッテリー				

不法投棄対策に係る条例や要綱等

市町村名	条例名	内容
千葉市	無	
銚子市	無	
市川市	市川市廃棄物の減量、資源化及び適正処理等に関する条例	空地等の管理者による投棄防止措置の実施（第37条）、廃棄物の投棄の禁止・市による未然防止措置の実施（第38条）
船橋市	船橋市廃棄物の減量、資源化及び適正処理に関する条例	土地等の適正管理
館山市	館山市不法投棄監視員制度設置要綱	不法投棄監視員設置に関する要綱
木更津市	①木更津市不在投棄監視員制度設置要綱 ②木更津市不法投棄監視カメラの設置及び運用に関する要綱 ③木更津市不法投棄防止対策に係る資材支給事務取扱要綱	①2年任期で15名の不法投棄監視員を選出し、各地域の不法投棄の監視パトロールを実施してもらい、木更津市生活環境課に毎月状況報告してもらっている。 ②従来の少ない地域における不法投棄監視強化のために、監視カメラを設置することによって、不法投棄の未然防止や増加防止を行っている。 ③公共用地に接する不法投棄が絶えない土地の所有者に不法投棄防止対策に係る資材（杭・番線）を現物支給する。
松戸市	無	
野田市	野田市環境美化条例	生活環境を損ねるものの飛散防止に努めることにより、市の環境美化を促進するもの。
茂原市	茂原市不法投棄監視員設置要綱	不法投棄の現状を的確に把握するため、監視員を設置することにより不法投棄を未然に防止し、快適な生活環境を確保する。
成田市	無	
佐倉市	佐倉市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	土地、建物の清潔保持・公共の場所を汚すことの廃止・空き容器等の散乱防止
東金市	・東金市清潔で美しいまちづくりの推進に関する条例 ・東金市不法投棄監視員設置要綱	・投棄行為等の禁止、自動車等の放置行為の禁止等。 ・不法投棄等を未然に防止し、市民の快適な生活環境の保全に資する。
旭市	旭市不法投棄監視員設置要綱	不法投棄等を未然防止
習志野市	習志野市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例	「何人もみだりに廃棄物を捨ててはならない」（第38条第1項）
柏市	柏市不法投棄対策条例	不法投棄の防止又は不法投棄をされた廃棄物の除去その他の不法投棄の対策に関し、市、市民等、土地所有者等及び事業者の責務を明らかにし、不法投棄者への勧告その他必要な事項を定めることにより、環境美化の推進及び良好な生活環境の保全を図る。
勝浦市	勝浦市きれいで住みよい環境づくり条例	空き缶類、廃品類等の投棄行為及び自転車等の放置行為の禁止等、ごみ集積所の清潔保持、空き地等の管理
市原市	・市原市廃棄物の適正な処理及び減量に関する条例 ・市原市一般廃棄物処理手数料減免等の運用に関する基準 ・市原市廃棄物不法投棄住民監視活動事業補助金交付要綱 ・市原市不法投棄監視委員制度に関する要綱	・投棄の禁止（第7条）、清潔の保持（第8条）、土地の管理（第10条）、手数料の減免（第29条） ・市原市廃棄物の適正な処理及び減量に関する条例第29条に規定する手数料の減免に関する「その他特別な理由」に該当するものを定めたもの。不法投棄ごみについて、不法投棄されたものと判断出来る場合、処理手数料を減免する。 ・廃棄物の不法投棄が多発する地域において、生活環境の保全を図るために住民自ら組織した団体が行う廃棄物の不法投棄の監視活動に対し、その経費の一部を予算の範囲内で交付する。 ・市内各地に住民からなる監視委員を配置し、不法投棄の監視及び報告を行うことで、不法投棄の防止や早期発見による快適な生活環境の保全を目的とする。任期は1年、定数は35人。
流山市	流山市路上喫煙の防止及びまちをきれいにする条例	ごみの持ち帰りを市民等の責務と位置づけ、また、土地の所有者は管理する土地にポイ捨てをされないように、必要な措置を講じるように努めることが明記されている。
八千代市	八千代市不法投棄防止条例	事業者等の責務，立入検査，原状回復命令及び罰金，通報者への報償
我孫子市	我孫子市不法投棄監視員制度設置要綱	市内在住の市職員50名以内で構成され、不法投棄の監視、通報等を行う。
鴨川市	鴨川市不法投棄監視員に関する規則	不法投棄を防止するため市内各地に監視員を設置する
鎌ケ谷市	鎌ケ谷市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例	土地、建物の清潔の保持（第37条）、空き地等の管理（第38条）、投棄の禁止等（第39条）
君津市	君津市環境監視員設置要綱 君津市不法投棄監視員設置要綱	廃棄物の不法投棄や不適正処理、土砂等による不適正な埋め立て、燃焼行為等を未然に防止するための環境監視員設置に関すること。 市内各地域の不法投棄の現状を把握し、未然防止を図るための不法投棄監視員設置に関すること。
富津市	富津市不法投棄監視員制度設置要綱	市内の各地域における廃棄物の現状を的確に把握するため
浦安市	無	
四街道市	四街道市土砂等の不法投棄等監視員要綱	市は、市内における土砂等の不法投棄等を未然に防止し、快適な生活環境を保全するため、土砂等の不法投棄等監視員を設置する。
袖ケ浦市	袖ケ浦市不法投棄監視員制度設置要綱	不法投棄監視員を設置することにより、不法投棄の未然防止に寄与する。

不法投棄対策に係る条例や要綱等

市町村名	条例名	内容
八街市	八街市不法投棄監視員設置要綱	監視員が不法投棄に関する監視及び市への通報、防止策等に関する意見の提供等を行う。
印西市	印西市不法投棄監視員設置要綱	不法投棄監視員の設置に関する要綱
白井市	白井市生活環境指導員の設置等に関する要綱	廃棄物の不法投棄を市に報告、市が実施する不法投棄の防止策への協力
富里市	富里市不法投棄監視員設置要綱	不法投棄等の現状を的確に把握するために不法投棄監視員を設置し、不法投棄等を未然に防止し、市民の快適な生活環境の保全に資する。
南房総市	南房総市環境美化推進に関する条例 南房総市不法投棄監視員設置要綱	市民等、旅行者等、事業者、占有者及び市が一体となって空き缶等のポイ捨てを防止することにより、市内の快適な生活環境づくりを推進する。 廃棄物等の不法投棄の現状を的確に把握するため、南房総市不法投棄監視員を設置し、災害の発生及び自然環境の破壊のおそれのある不法投棄等を未然に防止し、市民の快適な生活環境の保全を図る。
匝瑳市	匝瑳市不法投棄監視員規則	自然環境の破壊のおそれのある廃棄物の不法投棄を未然に防止し、廃棄物の不法投棄の現状を的確に把握するため、不法投棄監視員を設置。
香取市	香取市廃棄物不法投棄等監視員設置要綱	市内における廃棄物の不法投棄等を未然に防止し、快適な生活環境を保全するため、廃棄物不法投棄監視員を置く。
山武市	山武市清潔で美しいまちづくりの推進に関する条例 山武市不法投棄監視員設置要綱 山武市環境監視員設置規則	・山武市では、不法投棄監視員を設置することにより不法投棄を未然に防止し、市民の生活環境の保全に資することを目的とする。 ・廃棄物の不法投棄等を未然に防ぎ、市民の生活環境を保全するため環境監視員を設置する。
いすみ市	いすみ市環境保全条例第50条	第50条、不法投棄の禁止、公共の場所・山林及び空地等に廃棄物を不法に投棄してはならない。
大網白里市	大網白里市廃棄物等不法投棄監視員設置要綱	不法投棄及び野焼きの現状を把握、未然防止
酒々井町	酒々井町廃棄物及び残土の不法投棄等監視員設置要綱	廃棄物及び残土の不法投棄等を未然に防止し、もって快適な生活環境の保全に資することを目的とする。
栄町	無	
神崎町	神崎町不法投棄監視員制度設置要綱	不法投棄等を未然に防止し、町民の快適な生活環境の保全に資することを目的とする。
多古町	多古町不法投棄監視員設置要綱	町内各地域における廃棄物の不法投棄の現状を的確に把握することで、災害の発生及び自然環境の破壊のおそれのある不法投棄等を未然に防止し、町民の快適な生活環境の保全に資することを目的とする。
東庄町	東庄町不法投棄監視員設置要綱	不法投棄を未然に防ぐ
	東庄町不法投棄廃棄物処理費補助金交付要綱	不燃物置場、リサイクルステーションに不法に投棄された廃棄物の処理に要する経費に対し予算の範囲内において、この要綱に基づき当該事業を行う区（以下「実施区」という。）に補助金を交付する。
九十九里町	九十九里町環境美化条例	町民等は、公園、広場、海水浴場、道路、河川その他の公共の場所（以下「公共用地等」という。）並びに他人の土地にごみ等を投棄してはならない。
芝山町	芝山町不法投棄監視員制度設置要綱	町から委嘱を受けた監視員が担当区域のパトロールを定期的に行う。
横芝光町	横芝光町不法投棄監視員要綱	町内の不法投棄の防止を図り、生活環境の保全を図ることを目的として、不法投棄監視員を設置する。
一宮町	一宮町不法投棄監視員制度設置要綱	不法投棄の未然防止・早期発見
睦沢町	無	
長生村	長生村不法投棄監視員制度設置要綱	村内の各地域における廃棄物の不法投棄の現状を的確に把握するため、長生村不法投棄監視員を設置することにより、災害の発生、自然環境の破壊の恐れのある不法投棄等を未然に防止し、村民の快適な生活環境の保全に資することを目的とする。
白子町	白子町不法投棄監視員制度設置要綱	不法投棄の未然防止・早期発見
長柄町	長柄町不法投棄監視員等設置に係る要綱	町内における廃棄物等の不法投棄による災害の発生及び自然環境の破壊を未然に防止するとともに、不法投棄の現状を的確に把握するため、長柄町不法投棄監視員を設け、環境行政の効果的な推進を図り、もって町民の会的な生活環境の保全に資すること。
長南町	長南町不法投棄監視員制度設置に関する要綱	不法投棄監視員に関する要綱
大多喜町	大多喜町不法投棄監視員制度設置要綱	町内におけるごみ及び残土等の不法投棄の防止、発見及び通報
御宿町	無	
鋸南町	鋸南町環境美化推進に関する条例・鋸南町不法投棄監視員設置要綱	空き缶等の散乱防止・不法投棄を未然に防止

一般廃棄物（資源物・集団回収分も含む）の抜き取り行為

市町村名	抜き取られた品目	対策	抜き取り禁止項目を含む条例について				
			条例の有無	条例名	制定日	罰則の有無	罰則の内容
千葉市	不燃ごみ(金属類)、缶、古紙等	パトロール及び定点監視	有	千葉市廃棄物の適正処理及び再利用等に関する条例	平成23年4月1日	有	20万円以下の罰金
銚子市	新聞	看板設置 パトロール	有	銚子市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例	H16. 6. 30	無	
市川市	新聞、雑誌	パトロール	有	市川市廃棄物の減量、資源化及び適正処理等に関する条例	H15. 12. 10	有	5万円以下の過料
船橋市	新聞、雑誌等	「抜き取り禁止」プレート・張り紙・パトロール	有	船橋市廃棄物の減量、資源化及び適正処理に関する条例	平成20年3月31日	有	事実の公表
館山市	無		無				
木更津市	不燃ごみ、びん・かん・ペットボトル、牛乳パック、新聞	通報があった場所付近に早朝パトロールを行っている。	有	木更津市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例（改正）	平成5年10月1日施行 平成25年4月1日改正	有	20万円以内の罰金
松戸市	紙類・缶類	「資源ごみ等持ち去り厳禁」プレート看板の設置	有	松戸市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例	平成17年4月1日	有	5万円以下の過料
野田市	無	—	無				
茂原市	新聞紙・粗大ごみ	パトロール	有	長生郡市広城市町村圏組合条例 廃棄物の減量及び適正処理に関する条例	平成22年2月16日	有	20万円以下の罰金
成田市	金属類、紙類・布類	集団回収の際は、回収時に出来る限り立ち合いをお願いしている。	無				
佐倉市	無		無				
東金市	無		無				
旭市	資源ごみ	たて看板の設置 パトロール 広報誌・ホームページによる周知	有	旭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	平成17年7月1日	無	
習志野市	新聞、金属類	パトロール、警告看板設置	有	習志野市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例	平成5年12月24日 ※平成21年9月30日（改正）	有	20万円以下の罰金
柏市	新聞紙、雑誌、ダンボール、自転車、金属類	・「持ち去り禁止」プレートの掲示 ・パトロールの実施 ・広報紙等によるPR ・行為者への指導・警告	有	柏市廃棄物処理清掃条例	平成17年3月28日(改正) 平成17年7月1日(施行)	有	2 0 万円以下の罰金
勝浦市	空き缶類	職員の口頭での注意	有	勝浦市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	H19. 12. 25	無	
市原市	資源物・不燃物	職員の巡回パトロール、資源物の持ち去り禁止ステッカーの貼付等により啓発 26.4月～持ち去り禁止品に布類、ペットボトル、金属類、電気機械器具を追加	有	市原市廃棄物の適正な処理及び減量に関する条例	H21. 7. 1	有	20万円以下の罰金
流山市	缶、ビン、新聞、ダンボール、ストープ、ラジカセ、ミシン、アルミ製の鍋	広報によるPR、持ち去り防止パトロール、持ち去り禁止の看板設置	有	流山市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例	平成6年3月30日	有	2 0 万円以下の罰金。（平成2 1 年 4 月 1 日付けの条例改正）
八千代市	紙類、缶 小型家電製品	パトロールの実施	有	八千代市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例	H5. 12. 24制定 抜き取り禁止追加	H21. 6. 26 有	過料 (50,000円以下)
我孫子市	古紙類 金属類	パトロール、看板の貸与、通報の呼びかけ	有	廃棄物の減量、資源化及び適正処理に関する条例	平成17年3月30日 (改定)	有	20万以下の罰金
鴨川市	無		無				
鎌ヶ谷市	紙類	対象地区の巡回	無				
君津市	無	通報等に基づき随時パトロールを実施	無				
富津市			無				
浦安市	新聞・雑誌・段ボール	パトロール・ホームページ・パンフレットにて排出時間を周知している。	有	浦安市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例	平成19年4月1日	有	20万円以下の罰金
四街道市	紙類、びん類・缶類	通報に基づき、随時パトロールを実施	有	四街道市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	2005/4/1	無	
袖ヶ浦市	11・12	収集業者、自治会との連携及びパトロール					
八街市	古紙類	抜き取り禁止条例の制定及び監視パトロール	有	八街市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	平成22年7月1日	有	2 0 万円以下の罰金
印西市	新聞紙	GPSを設置し、追跡調査を行った。	有	印西市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例	平成16年12月21日	無	
白井市	古紙	・資源回収車への横断幕・ステッカーの掲示 ・GPSによる抜き取り調査	無				
富里市	無	張り紙、パトロールなど	無				
南房総市	無						
匝瑳市			無				
香取市	無		無				
山武市			有	山武郡市環境衛生組合持去防止要綱	平成19年10月25日	無	—
いすみ市	無						
大網白里市	缶・ビン等	市民からの要請によりパトロールを実施	無				

一般廃棄物（資源物・集団回収分も含む）の抜き取り行為

市町村名	抜き取られた品目	対策	抜き取り禁止項目を含む条例について				
			条例の有無	条例名	制定日	罰則の有無	罰則の内容
酒々井町	無		無				
栄町	無		無				
神崎町	無		無				
多古町	無		無				
東庄町			無				
九十九里町	カン	パトロールの実施 住民からの情報提供	無				
芝山町			無				
横芝光町	衣類	パトロール	無				
一宮町	新聞紙・粗大ごみ	パトロール	有	長生郡市広域市町村圏組合条例 廃棄物の減量及び適正処理に関する条例 (平成22年条例第1号)	H22. 2. 16	有	20万円以下の罰金
睦沢町	新聞紙・粗大ごみ	パトロール	有	長生郡市広域市町村圏組合条例 廃棄物の減量及び適正処理に関する条例 (平成22年条例第1号)	H22. 2. 16	有	20万円以下の罰金
長生村	新聞紙・粗大ごみ	パトロール	有	長生郡市広域市町村圏組合条例 廃棄物の減量及び適正処理に関する条例 (平成22年条例第1号)	H22. 2. 16	有	20万円以下の罰金
白子町	新聞紙・粗大ごみ	パトロール	有	長生郡市広域市町村圏組合条例 廃棄物の減量及び適正処理に関する条例 (平成22年条例第1号)	平成22年2月16日	有	20万円以下の罰金
長柄町	新聞紙 粗大ごみ	パトロール	有	長生郡市広域市町村圏組合条例 廃棄物の減量及び適正処理に関する条例 (平成22年条例第1号)	H22. 2. 16	有	20万円以下の罰金
長南町	新聞紙・粗大ごみ	パトロール	有	長生郡市広域市町村圏組合条例 廃棄物の減量及び適正処理に関する条例 (平成22年条例第1号)	H22. 2. 16	有	20万円以下の罰金
大多喜町	無		無				
御宿町	無		無				
鋸南町	無		無				

埋立処分の状況

※「区分」欄には次のア～ウのいずれかを入力。

- ア 全量自区域内で埋立処分している
- イ 一部を自区域外で埋立処分している
- ウ 全量自区域外で処理している

(単位：t)

市町村名	区分	自区域内処分量	自区域外処分量		合計
			県内埋立処分	県外埋立処分	
千葉市	ア	25,485 t	0 t	0 t	25,485 t
銚子市	ア	3,838 t			3,838 t
市川市	ウ	0 t	5,345 t	6,854 t	12,199 t
船橋市	ウ			9,795 t	9,795 t
館山市	ア	539 t			539 t
木更津市	ウ			1,624 t	1,624 t
松戸市	イ	1,285 t	502 t	14,091 t	15,878 t
野田市	ウ	0 t	1,293 t	2,188 t	3,481 t
茂原市	イ	3,847 t		586 t	4,433 t
成田市	ウ		1,516 t	1,847 t	3,363 t
佐倉市	イ	123 t	956 t	463 t	1,542 t
東金市	ア	429 t			429 t
旭市	ア	3,055 t			3,055 t
習志野市	ウ			1,549 t	1,549 t
柏市	ウ	0 t		11,117 t	11,382 t
勝浦市	ウ			779 t	779 t
市原市	ア	10,924 t			10,924 t
流山市	ウ		5,745 t	3,681 t	9,426 t
八千代市	ア	5,252 t			5,252 t
我孫子市	ウ	0 t	2,833 t	2,527 t	5,360 t
鴨川市	イ	38 t	182 t	253 t	473 t
鎌ヶ谷市	ウ			2,691 t	2,691 t
君津市	ウ			883 t	883 t
富津市	ア	575 t			575 t
浦安市	ウ	0 t	0 t	6,386 t	6,386 t
四街道市	ウ	0 t	2,061 t	547 t	2,608 t
袖ヶ浦市	ウ			756 t	756 t
八街市	イ	1,951 t	0 t	1,101 t	3,052 t
印西市	ア	1,563 t			1,563 t
白井市	ア	1,024 t			1,024 t
富里市	ウ		486 t	597 t	1,083 t
南房総市	イ	179 t	563 t	222 t	963 t
匝瑳市	ア	470 t	0 t	0 t	470 t
香取市	ア	3,585 t			3,585 t
山武市	イ	1,037 t	4 t		1,041 t
いすみ市	ア	489 t			489 t
大網白里市	ア	350 t			350 t
酒々井町	ア	228 t			228 t
栄町	ア	345 t			345 t
神崎町	ア	284 t			284 t
多古町	ア	160 t			160 t
東庄町	ア	659 t			659 t
九十九里町	ア	168 t			168 t
芝山町	イ	397 t	1 t		398 t
横芝光町	ア	523 t			523 t
一宮町	イ	447 t		65 t	512 t
睦沢町	イ	195 t		26 t	221 t
長生村	イ	398 t		56 t	454 t
白子町	イ	384 t		56 t	440 t
長柄町	イ	263 t		40 t	303 t
長南町	イ	222 t		29 t	251 t
大多喜町	ウ			92 t	92 t
御宿町	ー				0 t
鋸南町	ア	371 t			371 t
合計		71,082 t	21,487 t	70,901 t	163,734 t

不用品の再利用に関する事業の実施状況

市町村名	1. 情報コーナー（掲示板等）に住民が不要になった物の情報を掲示し、住民同士の情報交換の場を設けている	2. HPや広報等で、地域内のリユースショップの情報をお知らせしている	3. 市町村で回収した後に、リユースショップ等に売却している	4. 市町村で回収した後に、自ら（委託を含む）修理し、販売している	5. 市町村自らがフリーマーケットやバザーを開催している	6. その他	7. 実施していない	内 容 （インターネット上に情報を掲載している場合はそのURLを記入）	住民への周知方法	住民の利用状況 （情報登録数、売却・販売件数等の指標となる具体的な数値を記入） ※把握していない場合は“－”
千葉市	有	有	無	無	無			家庭から出るごみの減量と不用品の有効利用を進めるため、各区役所のロビーにリサイクル情報コーナーを設置し、市民からの「ゆずります」「希望します」の不用品情報を募集している。 ○利用手順 （１）情報の登録 「ゆずります」「希望します」の情報を、直接またはハガキ、電話、ファックスで各区役所の地域振興課へ申込む。 また、「電子申請サービス」（ http://www.shinsei.elg-front.jp/chiba/navi/govTop.do?govCode=12100 ）においても申込み可能。 （２）情報の掲示 情報はカードに記入され、区役所ロビーに３ヵ月間掲示。 （３）直接交渉 リサイクル情報コーナーを見て、希望する品物やゆずりたい品物があった場合、カードに記入されている方に直接連絡の上、値段や受渡しの方法等について話し合いで決める。 （４）交渉成立後 交渉成立後は、必ず登録を行った区役所の地域振興課へ連絡する。 ※市リサイクルホームページ （ http://www.city.chiba.jp/kankyo/junkan/haikibutsu/k-recorner.html ）にて情報掲載。		
銚子市							○			
市川市	○			○				市川市リサイクルプラザ http://www.city.ichikawa.lg.jp/env04/1111000034.html	ごみ分別ガイドブック・チラシ、広報誌、市公式WEBサイトへの情報掲載、及びイベントでの周知など	市川市リサイクルプラザ 来館者数 14591人 販売点数 2659点 不用品情報提供コーナー 情報登録点数 24点 成立点数 7点
船橋市							○			
館山市							○			
木更津市			○							
松戸市		○						松戸市内リユースショップガイド http://www.city.matsudo.chiba.jp/kurashi/gomi_shinyou/recycle/shop.html		市ホームページにリユースショップ13店舗の情報を掲載している。
野田市	○							のだ市報によるリサイクル情報コーナーの掲載（不用品の再利用。希望者は直接提供者と交渉する。） http://www.city.noda.chiba.jp/kurashi/16-13.html	のだ市報や市ホームページに掲載	－
茂原市							○			
成田市				○	○			本市の施設に搬入された自転車については、部品の交換、整備を行う。また、市民から引き取った木製家具については、汚れを落とすなどの補修を行う。これらの再生品は、月1回希望者で抽選を行い、販売している。	広報誌	自転車509台 家具等566点 売払金3,428,800円

不用品の再利用に関する事業の実施状況

市町村名	1. 情報コーナー（掲示板等）に住民が不要になった物の情報を掲示し、住民同士の情報交換の場を設けている	2. HPや広報等で、地域内のリユースショップの情報をお知らせしている	3. 市町村で回収した後に、リユースショップ等に売却している	4. 市町村で回収した後に、自ら（委託を含む）修理し、販売している	5. 市町村自らがフリーマーケットやバザーを開催している	6. その他	7. 実施していない	内 容 (インターネット上に情報を掲載している場合はそのURLを記入)	住民への周知方法	住民の利用状況 (情報登録数、売却・販売件数等の指標となる具体的な数値を記入) ※把握していない場合は“－”
佐倉市	○			○				1. 佐倉市消費生活センターで実施している事業であるが、各出張所に設置してある「譲ります」or「譲ってください」の申請用紙に記入、提出していただくと市の広報誌へ掲載し、実際に問い合わせがあった場合には申請者宅の電話番号を教え、交渉は当事者間で行ってもらう。 4. 佐倉市、酒々井町清掃組合に搬入された家具や自転車のうち状態の良いものは、清掃組合で修理・清掃をして販売している。 http://www.ss-seisou.jp/010_sonohoka/010_007risaikuru.html	1. 広報 4. 佐倉市、酒々井町清掃組合のホームページ	—
東金市	○	○						リサイクル掲示板→ http://www.city.togane.chiba.jp/0000001069.html リサイクルショップガイド→ http://www.city.togane.chiba.jp/0000001053.html	市のホームページにて周知、市役所のロビーに掲示板を設置	リサイクル掲示板 情報登録数 (譲ります…52件、求めます…6件)
旭市	○							旭市リサイクル情報提供事業（H20.4.1から実施） 一般家庭において不用になった生活用品の譲渡又は譲受けを希望する市民に対し、その情報交換の場として、市役所本庁及び各支所に「リサイクル情報コーナー」を設置する。 市民からリサイクル用品の譲渡又は譲受けの申込みがあったら、「リサイクル登録カード」に記載していただき、登録カードに基づき情報リストを作成し、リサイクル情報コーナーへ掲示する。リサイクル用品の譲渡に必要な連絡、価格交渉、引渡し等は、リサイクル希望者が直接行う。	市ホームページ、市広報誌、区長会での説明	平成25年度情報登録件数：4件（うち成立件数：0件）
習志野市	○			○				http://www.city.narashino.lg.jp/kurashi/gomi/recycleplaza/index.html	ホームページによる周知	情報コーナー登録件数：48件 再生品販売数：1,416点 イベント等への再生品の提供数：93点
柏市	○			○	○			柏市リサイクルプラザリボン館（3R啓発施設）に「譲ります譲ってくださいボード」を設置。 譲渡及び譲受希望者が申込みをし、それぞれ掲示板に紙を貼ることでマッチングを促す仕組み。 粗大ごみとして回収された家具を修理して販売する。 撤去自転車を修理し販売する。 http://www.city.kashiwa.lg.jp/soshiki/080100/p002488.html	柏市公式ウェブサイト、課公式ツイッター	25年度実績 ・家具販売74件 ・自転車販売119件 ・譲渡及び譲受22件（譲渡希望20件、譲受希望2件）
勝浦市	○							市民等において不用となった生活関連物資の受け渡し等について、不用品の提供希望者と譲受希望者はそれぞれ市に申し出て登録を行い、その情報は市のホームページ・広報誌・市役所や公共施設における提示を通じて市民へと提供される。 http://www.city.katsuura.lg.jp/forms/info/info.aspx?info_id=29325	ホームページ・広報誌等	
市原市	○				○			不用品交換情報 http://www.city.ichihara.chiba.jp/kurashi/syouhi_simin/syouhi_plaza/page_62.html 自転車リサイクル http://www.city.ichihara.chiba.jp/kurashi/gomi/recycle/gomi_bicycle.html	市広報誌、Webにより周知している	—

不用品の再利用に関する事業の実施状況

市町村名	1. 情報コーナー（掲示板等）に住民が不要になった物の情報を掲示し、住民同士の情報交換の場を設けている	2. HPや広報等で、地域内のリユースショップの情報をお知らせしている	3. 市町村で回収した後に、リユースショップ等に売却している	4. 市町村で回収した後に、自ら（委託を含む）修理し、販売している	5. 市町村自らがフリーマーケットやバザーを開催している	6. その他	7. 実施していない	内 容 （インターネット上に情報を掲載している場合はそのURLを記入）	住民への周知方法	住民の利用状況 （情報登録数、売却・販売件数等の指標となる具体的な数値を記入） ※把握していない場合は“－”
流山市				粗大ゴミとして出された家具と自転車を修理し、再生されたものを安価で販売している。 家具：再生されたものから随時販売している。 自転車：奇数月の15日から申し込みを受け付け、抽選後引き渡している。				http://www.city.nagareyama.chiba.jp/life/33/269/001411.html	ホームページ、広報	売却・販売件数：家具393件、自転車150件、合計543件
八千代市	○					○		申込方法等はHPに記載、具体的な写真等は掲載していない。 http://www.city.yachiyo.chiba.jp/121000/page000001.html	広報，HP等	情報登録数：329件 取引数：112件
我孫子市	○			○				市の広報誌やHPに情報を掲載 ・不用品情報コーナー http://www.abiko-fureaikoubou.com/fuyouhin1.html ・フリーマーケット開催（年2回） http://www.abiko-fureaikoubou.com/event2.html リサイクル家具の販売 http://www.abiko-fureaikoubou.com/kagu.html	市の広報、ホームページ	・不用品情報コーナー 広報誌に年12回掲載 掲載件数“－” 取引成立件数“－” ・リサイクル家具の販売 販売件数“－” ・フリーマーケット 来場者773名 販売件数“－”
鴨川市					○				市広報誌、フリーマーケットガイド誌への掲載	H25年度実績 ・25団体の参加、650名程度の来客
鎌ヶ谷市	○			○						

不用品の再利用に関する事業の実施状況

市町村名	1. 情報コーナー（掲示板等）に住民が不要になった物の情報を掲示し、住民同士の情報交換の場を設けている	2. HPや広報等で、地域内のリユースショップの情報をお知らせしている	3. 市町村で回収した後に、リユースショップ等に売却している	4. 市町村で回収した後に、自ら（委託を含む）修理し、販売している	5. 市町村自らがフリーマーケットやバザーを開催している	6. その他	7. 実施していない	内 容 （インターネット上に情報を掲載している場合はそのURLを記入）	住民への周知方法	住民の利用状況 （情報登録数、売却・販売件数等の指標となる具体的な数値を記入） ※把握していない場合は“－”
君津市	○	○		○				【リサイクル情報交換コーナー】市民から「譲ります」「譲ってください」の登録カードを受け付け、市役所、リサイクルプラザ、公民館（8館）に最長6ヶ月間掲示する。リサイクル品の交換、売買は当事者間で行う。食料品、化粧品、動植物、貴金属、危険物は不可とする。 【リユースショップ情報】市内のリユースショップ情報を市のHP及びクリーンガイドブックへ掲載する。 【回収した粗大ごみの再生販売】粗大ごみとして出された再生可能な自転車・家具等を修理し、販売する。 http://www.city.kimitsu.lg.jp/contents_detail.php?co=kak&frmId=944	市のHPへの掲載、クリーンガイドブックへの掲載	平成25年度再生品販売件数 5,247件
富津市							○			
浦安市	○			○	○			http://www.city.urayasu.chiba.jp/menu2305.html	広報紙とホームページ	自転車の再生販売台数105台、家具の再生販売台数759点
四街道市	○							http://www.city.yotsukaido.chiba.jp/kurashi/syohi/recyclecorner.html 『リサイクル品交換コーナー 四街道市』 担当課 環境経済部産業振興課 043-421-6134	市役所ロビーの掲示板に貼付・市政だより毎月15日号に掲載	平成25年度 ゆずります 申込件数111件、成立件数69件 平成25年度 ゆずってください 申込件数 86件、成立件数 16件
袖ヶ浦市	○							譲渡・譲受希望者からの申請を受け、不用品及び希望品をホームページ等に掲載する。 不用品の提供希望者からの連絡があれば、申請者の連絡先を伝える。 取引については個人にて実施し、市に報告する http://city.sodegaura.chiba.jp/kakuka/kankyo/haikibutsu/fuyouhin.html	市役所掲示板・ホームページ	平成25年度 1件
八街市						○		市広報へ不要品情報を掲載し、希望者がいた場合、商工課が不要品提供者の連絡先を伝え、以降相対でやりとりする。	不要品情報を市広報へ掲載（商工課）	不要品申出:12件 成立:11件
印西市	○			○				リサイクル情報広場「ゆずります」「探しています」の申込書に記入していたものを市広報、ホームページ、及び市役所庁舎1階ロビーに掲載し、希望者に紹介する制度を実施している。なお、紹介後の交渉は当事者同士で行い、市では品物を保管しない。 http://www.city.inzai.lg.jp/0000001633.html	市広報、ホームページ及び市役所庁舎1階ロビーに掲載し、周知を行っている。	H25年度:17件成立
白井市	○				○			http://city.shiroi.chiba.jp/detail/956643709.html	・広報に記事掲載 ・ホームページに記事掲載	・不用品再利用 平成25年度実績 情報登録17件 成立3件
富里市					○			リサイクルフェアにてリサイクルマーケット（30区画）を年1回実施している。 http://www.city.tomisato.lg.jp/0000002114.html	広報紙, 市ホームページ, 新聞折り込みチラシ	－
南房総市							○			

不用品の再利用に関する事業の実施状況

市町村名	1. 情報コーナー（掲示板等）に住民が不要になった物の情報を掲示し、住民同士の情報交換の場を設けている	2. HPや広報等で、地域内のリユースショップの情報をお知らせしている	3. 市町村で回収した後に、リユースショップ等に売却している	4. 市町村で回収した後に、自ら（委託を含む）修理し、販売している	5. 市町村自らがフリーマーケットやバザーを開催している	6. その他	7. 実施していない	内 容 （インターネット上に情報を掲載している場合はそのURLを記入）	住民への周知方法	住民の利用状況 （情報登録数、売却・販売件数等の指標となる具体的な数値を記入） ※把握していない場合は“－”
匝瑳市	○							市役所玄関ロビーに不用品の再利用に関するリサイクルコーナーを設置して、譲りたい物を持っている方、譲ってほしい物がある方は、市役所環境生活課で登録をして、リサイクルコーナーに譲りたい物品名、譲ってほしい物品名を掲示している。掲示期間は3ヵ月間。 匝瑳市ホームページ： http://www.city.sosa.lg.jp/news/index.cfm/detail.14.1132.html	市役所玄関ロビーの掲示板, 匝瑳市ホームページ	情報登録件数: 22件
香取市	○									
山武市	○							市民交流サロン（成東保健センター内）にリサイクル情報コーナー（もったいない掲示板）を設置	ホームページ等による周知	—
いすみ市							○			
大網白里市	○							「譲ります・求めます」コーナーを設置。希望者に申請書を記入してもらい、庁内掲示板に3週間貼りだし、希望者を待つ。希望が無かった場合には登録を抹消する。品物は各家庭で保管してもらい、受取方法や場所、破損等の不具合等については、双方の相談により対応してもらう。品物の取引が終了後、譲った方が地域づくり課まで連絡する。 http://www.city.oamishirasato.lg.jp/contents_detail.php?co=kak&frmId=3761	市で発行する「家庭ごみの出し方」にて周知する。 市ホームページや広報誌上で周知する。	譲ります：16件 求めます：6件
酒々井町							○			
栄町							○			
神崎町							○			
多古町					○			春と秋に開催されるイベントの一環として、フリーマーケットブースを設けてリユースを促進している。	HP・広報誌・防災行政無線・行政メール	—
東庄町							○			
九十九里町							○			
芝山町							○			
横芝光町							○			
一宮町							○			
睦沢町	○							庁舎の掲示板に情報を掲示し、希望者から申し出があった場合に提供者へ連絡する。	広報	
長生村							○			
白子町							○			
長柄町							○			
長南町							○			
大多喜町							○			
御宿町	○							http://www.town.onjuku.chiba.jp/kensetsukankyoka/kankyou/agedasu/agedasu.htm	HP及び広報等	—
鋸南町							○			

市町村名	有料化有		有料化無		備考
	定額制	指定袋制		なし	
		処理料金上乘	袋代のみ		
千葉市		○			可燃ごみ 36円/45L、24円/30L、16円/20L、 8円/10L 不燃ごみ 16円/20L、8円/10L
銚子市		○			(308円/45ℓ・10枚) (206円/30ℓ・10枚) (154円/20ℓ・10枚)
市川市			○		
船橋市			○		
館山市		○			45ℓ 50円/枚 20ℓ 30円/枚 10ℓ 20円/枚
木更津市	○	○			可燃、不燃すべて1枚あたり 20円/20ℓ
松戸市			○		可燃ごみのみ認定ポリ袋と紙袋併用
野田市					超過有料制：年間130枚分のごみ袋 は無料。それ以上は有料。 (ごみ処理経費の半分を袋の値段に設 定している。)
茂原市		○			(35円/20L、50円/30L、65円/40L)
成田市			○		
佐倉市			○		
東金市		(25円/45ℓ)			
旭市		○			可燃ごみ(大45円/30L) 可燃ごみ(小25円/15L)
習志野市			○		透明・半透明のポリ袋の使用も可
柏市			○		
勝浦市		○			40 ^{リットル} 袋：処理量40円+袋代 30 ^{リットル} 袋：処理量30円+袋代 20 ^{リットル} 袋：処理量20円+袋代
市原市			○		
流山市				○	
八千代市		○			10ℓ 8.5円 20ℓ 12円 30ℓ 18円 40ℓ 24円
我孫子市				○	
鴨川市		○			50円/45ℓ、20円/20ℓ 上記価格は、処理手数料であり袋代に ついては各製造メーカーにて設定し販 売している。
鎌ヶ谷市			○		指定袋は可燃ごみ及び容器包装プラに限る
君津市					超過有料制 ①可燃ごみ用袋90枚無料配布 ・単身世帯：小袋(20ℓ) ・2～4人世帯：中袋(30ℓ) ・5人以上世帯：大袋(40ℓ) ②不燃ごみ用大袋20枚無料配布 ③販売価格 ・小袋：900円/10枚 ・中袋：1,350円/10枚 ・大袋：1,800円/10枚
富津市		○			可燃20円/20L、30円/30L 不燃、資源(15円/30L) 容器包装プラスチック(15円/45L)
浦安市			○		
四街道市			○		
袖ヶ浦市		○			可燃・不燃とも 20L 11円/枚 30L 13円/枚 40L 16円/枚
八街市			○		
印西市			○		
白井市			○		

市町村名	有料化有		有料化無		備考
	定額制	指定袋制		なし	
		処理料金上乘	袋代のみ		
富里市			○		
南房総市		○			(50円/45L) (40円/30L) (30円/20L) (15円/10L)
匝瑳市		○			可燃大（30L）40円／枚 可燃小（15L）20円／枚
香取市		○			指定袋(大)40ℓ指定袋1枚につき51円 指定袋(中)30ℓ指定袋1枚につき40円 指定袋(小)20ℓ指定袋1枚につき28円
山武市		○			
いすみ市		○			45L 50円、20L 30円
大網白里市		○			(35円／45L) (25円／30L) (15円／20L)
酒々井町			○		
栄町		○			
神崎町		○			(35円/枚)
多古町		○			大(30L)40円・小(15L)20円
東庄町		○			
九十九里町		○			25円/30L 35円/45L
芝山町		○			(可燃大40円、可燃小30円、不燃20円、資源20円、有害20円)
横芝光町		○			【山武郡市環境衛生組合】 可燃（大） 20枚入り 800円 可燃（小） 20枚入り 600円 資源 10枚入り 200円 不燃 10枚入り 200円 有害 5枚入り 100円 【匝瑳市ほか二町環境衛生組合】 可燃（大） 20枚入り 800円 可燃（小） 20枚入り 400円 資源（大） 20枚入り 400円 資源（小） 20枚入り 200円 不燃 20枚入り 800円
一宮町		○			(35円/20L, 50円/30L, 65円/40L)
睦沢町		○			(35円/20L, 50円/30L, 65円/40L)
長生村		○			可燃ごみ (25円/20L 50円/30L 65円/40L)
白子町		○			35円／20L 50円／30L 65円／40L
長柄町		○			(35円/20L, 50円/30L, 65円/40L)
長南町		○			(35円/20L, 50円/30L, 65円/40L)
大多喜町		○	○		(50円/35L) (30円/20L)
御宿町		○	○		平成24年10月より有料指定袋制 (資源ごみについては袋代のみ) それ以前は定額制
鋸南町		○			52円/45L (45.28円) 42円/30L (36.02円) 31円/20L (25.83円) (52円・42円・31円は袋の原価を含む 販売価格、45.28円・36.02円・25.83円 は上乗せ料金

生活系ごみ（直接搬入ごみ）の有料化の状況

市町村名	有料化の有無	従量制・定額制 の別	ごみの種類	料金
千葉市	有	従量制	可燃ごみ、不燃・有害ごみ、資源物（びん・缶・ペットボトル）、粗大ごみ	20円/kg
銚子市	有	従量制	可燃、不燃、ビン、カン、ペットボトル、新聞、雑誌、ダンボール、紙類、プラスチック	51円/10kg
市川市	有	従量制	燃やすごみ、燃やさないごみ、大型ごみ、有害ごみ	10kgにつき210円（消費税相当額を含む）
船橋市	無			
館山市	有	従量制	①燃せるごみ（一般廃棄物） ②燃せるごみ（事業系一般廃棄物） ③燃せないゴミ ④産業廃棄物（木くず・紙くず）	①50円/10kg（30kg未満は無料） 110kg以上は150円/10kg ②，④150円/10kg ③50kg未満は無料 50kgは1,570円 （以後50kg増すごとに520円）
木更津市	有	従量制	可燃、不燃、粗大	130円/20kg
松戸市	有	従量制	燃やせるごみ、その他のプラスチック、リサイクルするプラスチック、資源ごみ、陶磁器・ガラスなどのごみ、有害ごみ	全て16円/kg＋消費税 （20kg以下一律320円＋消費税）
野田市	有	従量制	可燃ごみ・不燃ごみ	10kgごとに150円＋消費税。 ただし、1日の搬入量が10kg以下の場合は無料
茂原市	有	従量制	可燃ごみ・不燃ごみ	340.2円/20kg
成田市	無			
佐倉市	有	従量制	全種類	350円/10kg
東金市	有	従量制	可燃ごみ 金属類 カン、ビン ガラス類 ペットボトル 蛍光灯類	全て 100円/kg
旭市	有	従量制	全種類 （但し、資源ごみのうち紙類及び布類は除く）	資源ごみ以外 100kg未満 10kg当り100円 100kg以上 10kg当り150円 資源ごみ 10kg当り100円
習志野市	有	従量制	直接搬入ごみの全て	190円/kg
柏市	有	従量制	可燃ごみ，不燃ごみ，資源品，有害ごみ，草木ごみ	全て10kgまでごとに189円
勝浦市	有	従量制	燃やせるごみ	10kg毎に40円
市原市	有	従量制	全ての搬入ごみ	全て200円/10kg
流山市	有	従量制	可燃、不燃、紙、金属、ガラス、ペットボトル、プラスチック、その他資源、その他	162円/10kg
八千代市	有	従量制	①可燃ごみ ②不燃ごみ ③有害ごみ	①100 8.5円 200 12円 300 18円 400 24円 ②③12円 ※直接搬入時も指定袋を使用するため収集時と同じ料金
我孫子市	有	従量制	可燃・不燃・粗大・資源	10kgまで157円。 10Kgを超える場合、10Kgを超える部分について10kgにつき157円。
鴨川市	有	従量制	可燃ごみ	50円/10kg(100kgを超えた部分から120円/10kg)
鎌ヶ谷市	無			
君津市	有	従量制	可燃ごみ、不燃ごみ、せん定木	可燃ごみ：180円/10kg 不燃ごみ：180円/10kg せん定木 50kgまで：80円/10kg 50kgを超えるととき：170円/10kg
富津市	有	従量制	可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ（ビン類、缶類、ペットボトル、紙類、繊維類）粗大ごみ、その他	90円/kg

生活系ごみ（直接搬入ごみ）の有料化の状況

市町村名	有料化の有無	従量制・定額制の別	ごみの種類	料金
浦安市	有	従量制	一般廃棄物	200円/10kg（税別）
四街道市	無			
袖ヶ浦市	有	従量制	燃せるごみ・燃せないごみ	指定袋制に準じる
八街市	無			
印西市	無			
白井市	無			
富里市	有	従量制	可燃ごみ、不燃ごみ、ガラスびん、ペットボトル、資源ごみ、有害ごみ	100kg超過分1kgにつき、5.25円
南房総市	有	従量制	可燃ごみ、資源ごみ、粗大ごみ、不燃ごみ（家電リサイクル法に係る品目等は除く）	一般 20kgまで無料 20kgを超えた場合 5円/kg（100kgまで） 15円/kg（100kg以上）
匝瑳市	有	従量制	可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ	100kg 毎400円
香取市	有	従量制	生活系直接搬入ごみ全般	100kgを超える10kgにつき 可燃ごみ・・・100円 不燃ごみ・・・200円
山武市	有	従量制	可燃・資源・不燃	10円/kg
いすみ市	有	従量制	可燃ごみ、不燃ごみ（金属類・ガラス類、資源ごみ（カン・ビン、ペットボトル）	3円/Kg
大網白里市	有	従量制	可燃ごみ、粗大ごみ、金属類、カン、ビン・ガラス類、ペットボトル、蛍光灯類	100円/10kg
酒々井町	有	従量制	全種	350円/10kg
栄町	無			
神崎町	有	従量制	可燃・不燃	100kg超過分 可燃ごみ 100円/10kg 不燃ごみ 200円/10kg
多古町	有	従量制	可燃・不燃・資源	100kg毎400円
東庄町	有	従量制	可燃物・不燃物	可燃（100kgまで無料、100kgを超えた場合100円/10kg） 不燃（100kgまで無料、100kgを超えた場合200円/10kg）
九十九里町	有	従量制	可燃ごみ、粗大ごみ、金属類、カン、ビンガラス類、ペットボトル、蛍光灯類	100円/10kg
芝山町	有	従量制	全種	100円/10kg
横芝光町	有	従量制	原則として粗大ごみのみ	・10kgごと100円【山武環境】 ・100kgごと400円【匝瑳環境】
一宮町	有	従量制	可燃ごみ・不燃ごみ	320円/20kg
睦沢町	有	従量制	可燃ごみ・不燃ごみ	320円/20kg
長生村	有	従量制	可燃ごみ・不燃ごみ	320円/20kg
白子町	有	従量制	可燃ごみ・不燃ごみ	320円/20kg
長柄町	有	従量制	可燃ごみ・不燃ごみ	320円/20kg
長南町	有	従量制	可燃ごみ・不燃ごみ	320円/20kg
大多喜町	有	従量制	可燃ごみ・廃プラスチック等	3円/kg
御宿町	有	従量制	可燃ごみ、紙類、カン・鉄類、ビン・ガラス類、樹脂類	3円/kg
鋸南町	有	従量制	可燃ごみ、古紙、布類、空き缶、空き瓶（ガラス類）、ペットボトル、不燃ごみ	20kg以下無料（20kg以上、10kg～100kgまで） 51円/10kg（100kg以上） 154円/10kg

生活系粗大ごみの有料化の状況

市町村名	収集分			直接搬入分		
	有料化の有無	従量制・定額制の別	料金	有料化の有無	従量制・定額制の別	料金
千葉市	有	従量制	370円～1,500円	有	従量制	20円/kg(消費税別)
銚子市	有	従量制	515円/15kg	有	従量制	51円/10kg
市川市	有	従量制	品目・重量により 500円～2,500円	有	従量制	10kgにつき210円 (消費税相当額を含む)
船橋市	有	従量制	品目ごとに、350円、700円、1,050円、1,400円の4段階	有	従量制	15kgまで150円。 15kgを超える部分について150円/10kgを加算(別途5%相当額加算)
館山市	有	定額制	1点500円	有	従量制	50kg未満は無料 50kgは1,570円 (以後50kg増すごとに520円)
木更津市	有	従量制	800円/1点	有	従量制	130円/20kg
松戸市	有	定額制	1点1000円	有	従量制	全て16円/kg＋消費税 (20kg以下一律320円＋消費税)
野田市	有	従量制	1点につき520円 ただし、スプリングマットレスは3,120円	有	従量制	10kgごとに150円＋消費税。 ただし、1日の搬入量が10kg以下の場合 は無料。 スプリングマットレスは10kgごとに450円＋消費
茂原市	無			有	従量制	340.2円/20kg
成田市	無			無		
佐倉市	有	定額制	品目により500円、1,000円、1,500円の3段階	有	従量制	350円/10kg
東金市	有	従量制	15kg未満 150円 15kg以上25kg未満 300円 25kg以上35kg未満 450円 35kg以上 600円	有	従量制	100円/10kg
旭市	無			有	従量制	100kg未満 10kg当り 100円 100kg以上 10kg当り 150円
習志野市	有	定額制	370円～1,850円	有	従量制	190円/10kg
柏市	有	定額制	1点1,050円	有	従量制	10kgまでごとに189円
勝浦市	有	定額制	1品目あたり500円	有	従量制	10kg毎に60円 ※ただし、可燃性の粗大ごみに限る
市原市	有	定額制	1230円/点	有	従量制	200円/10kg
流山市	有	定額制	1点(1セット)につき1080円	有	従量制	162円/10kg
八千代市	有	定額制	一点につき300円若しくは600円	有	定額制	一点につき150円若しくは300円
我孫子市	有	定額制	700円/1点	有	従量制	10kgまで157円。 10kgを超える場合、10kgを超える部分について10kgにつき157円
鴨川市	有	定額制	500円/1点	有	従量制	70円/10kg(1点につき500円を上限)
鎌ヶ谷市	有	定額制	840円/点	有	定額制	420円/点
君津市	有	定額制	1点あたり840円	有	定額制	1点あたり420円
富津市	有	定額制	1点当たり800円	有	従量制	90円/10kg
浦安市	有	従量制	410円・820円・1,230円・1,640円・2050円	有	従量制	200円/10kg(税別)
四街道市	有	定額制	基本料金(800円)＋品目別による料金	有	従量制	200円/10kg
袖ヶ浦市	有	定額制	品目により1点当たり500円または1000円	有	従量制	100円/10kg
八街市	有	定額制	520円/1点	無		
印西市	無			無		
白井市	有	従量制	350円 700円 1,050円 1,400円 1,750円	有	従量制	150円 300円 450円 600円 750円

生活系粗大ごみの有料化の状況

市町村名	収集分			直接搬入分		
	有料化の有無	従量制・定額制の別	料金	有料化の有無	従量制・定額制の別	料金
富里市	有	定額制	1回につき500kgまで 3,150円	有	従量制	100kg超過分1kgにつ き, 5.25円
南房総市	有	定額制	1点 550円	有	従量制	搬入ごみに準ずる
匝瑳市	有	従量制	基本料金2,000円＋ 従量料金400円（100 k g 毎）	有	従量制	従量料金400円（100 k g 毎）
香取市	無			有	従量制	100kgを超える10kg につき 可燃粗大ごみ・・・100 円 不燃粗大ごみ・・・200
山武市	有	定額制	1品につき150円から 600円	有	従量制	10円／kg
いすみ市	有	従量制	15円/Kg	有	従量制	5円/Kg
大網白里市	有	従量制	0kg以上～15kg未満 150円 15kg以上～25kg未満 300円 25kg以上～35kg未満 450円 35kg以上 600円	有	従量制	100円／10kg
酒々井町	有	定額制	処理券 500円 処理袋 250円	有	従量制	350円／kg
栄町	有	従量制	小サイズ 0.05m³未満 100 円 中サイズ 0.05m³以上0.25m³未 満 300 円 大サイズ 0.25m³以上0.75m³未 満 500 円 0.75m³以上 700円	無		
神崎町	無			無		
多古町	有	従量制	基本料金2,000円＋ 100kg毎400円	有	従量制	100kg毎400円
東庄町	有	定額制	2品目まで2,120円、 1品目増すごとに530 円加算	有	従量制	可燃（100kgまで無 料、100kgを超えた 場合100円/10kg） 不燃（100kgまで無 料、100kgを超えた 場合200円/10kg）
九十九里町	有	従量制	150. 300. 450. 600円	有	従量制	100円/10kg
芝山町	有	定額制	1 品200円	有	従量制	10kg100円
横芝光町	有	両方	横芝地域・・・定額 制 1品ごとに200円 光地域・・・持込車 輦が無い家庭のみ対 象で定額＋従量の複 合制 基本料金 2,000円 100kg ごとに400円	有	従量制	横芝地域・・・従量 制 10kgごとに100円 光地域・・・従量制 100kg ごとに400円
一宮町	無			有	従量制	320円/20kg
睦沢町	無			有	従量制	320円/20kg
長生村	無			有	従量制	320円/20kg
白子町	無			有	従量制	320円／20kg
長柄町	無			有	従量制	320円/20kg
長南町	無			有	従量制	320円/20kg
大多喜町	無			有	従量制	3円/kg
御宿町	有	従量制	90円/kg	有	従量制	90円/kg
鋸南町	有	定額制	1点 550円	有	従量制	20kg以下無料 （20kg以上、10kg～ 100kgまで） 51円/10 kg （100 kg 以上） 154円 /10kg

市町村名	収集				処分		
	有料化の有無	有料化している場合の 従量制・定額制の別	収集料金	その他	有料化の有無	有料化している場合の 従量制・定額制の別	処分料金
千葉市	有	従量制	16円／kg（税別）を上 限としている。		有	従量制	20円／kg（税別）
銚子市	無				有	従量制	154円/10kg
市川市	有			市では事業系ごみの収集運搬を行っておらず、排出事業者が自ら運搬するか、または許可業者へ委託して運搬している。そのため、委託による場合の収集料金は排出事業者と許可業者との契約によるが、多くは定額制を採用している。	有	従量制	10kgにつき210円（消費税相当額を含む）
船橋市	有		船橋市で収集は行っていない。許可業者が収集しているので、それぞれの業者が料金設定をしている。（許可業者の処分料金は右記の直接搬入の「処分料金」と同じ）		有	従量制	20円／kg （別途5％相当額加算）
館山市	無				有	従量制	150円/10kg
木更津市	有		排出事業者と許可業者	木更津市では収集を行っていない。許可業者が収集を行うか、排出事業者が直接搬入することになっている。木更津市での処分料金は右記の「処分料金」と同じ	有	従量制	1 8 0 円 / 2 0 kg 産業廃棄物は 5 0 0 円 / 2 0 kg
松戸市	※松戸市は事業系ごみの収集はしておらず、事業者が自ら運搬するか、または許可業者に委託しております。				有	従量制	一般廃棄物16円/kg＋消費税（20kg未満一律320円＋消費税 一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物28円/kg＋消費税（20kg未満一律560円＋消費税
野田市	有	従量制	排出事業者と許可業者との契約による	市では事業系ごみの収集運搬を行っておらず、事業者が自ら運搬するか、または許可業者へ委託して運搬している。	有	従量制	10 k g ごとに150円+消費税。ただし、1日の搬入量が10 k g 以下の場合は無料。あわせ産廃の手数料は、10 k g ごとに220円+消費税。
茂原市	有			許可業者との契約による	有	従量制	340. 2円/20kg
成田市	無				有	従量制	216円/10kg
佐倉市	無				有	従量制	350円/10kg
東金市	有	許可業者による	排出事業者と許可業者との契約による		有	従量制	150円／10kg
旭市	有		排出事業者と許可業者との契約による	市では事業系ごみの収集はしておらず、事業者が自ら運搬するか、あるいは許可業者へ委託し運搬している。そのため収集運搬料金については許可業者が設定している。	有	従量	資源ごみ以外 100kg未満 10kg 当り100円 100kg以上 10kg 当り150円 資源ごみ 10kg当り100円
習志野市	無			許可業者が収集	有	従量制	190円／10kg
柏市				許可業者が料金設定	有	従量制	・一般廃棄物10kgまでごとに189円 ・容器包装プラスチック類10kgまでごとに168円
勝浦市	無			事業ごみの収集は行っていない。	有	従量制	10kg毎に60円
市原市				収集なし	有	従量制	200円/10kg
流山市				収集運搬費用については各許可業者が料金設定をしている。	有	従量制	162円 /10kg
八千代市	許可業者による収集				有	従量制	21円/kg
我孫子市	有	許可業者による	許可業者による		有	従量制	10kgまで252円。 10kgを超える場合、10kgを超える部分について10kgにつき252円

市町村名	収集				処分		
	有料化の有無	有料化している場合の 従量制・定額制の別	収集料金	その他	有料化の有無	有料化している場合の 従量制・定額制の別	処分料金
鴨川市	有		排出事業者と許可業者との契約による		有	従量制	120円/10kg
鎌ヶ谷市	有			許可業者が料金設定	有	従量制	1 8 9 円／ 1 0 kg
君津市	有			・市は収集していない ・許可業者により異なる	有	従量制	6月まで：90円/10kg 7月から：150円/10kg
富津市	有			処理料金は、事業系搬入料金150円／10kg、運搬料については、許可業者が設定している。	有	従量制	150円／10kg
浦安市	有	従量制	可燃45L・不燃45L 290円/枚 可燃22.5L・不燃22.5L 140円/枚 資源物（びん・缶・ペットボトル）45L 140円/枚、22.5L 70円/枚 紙類 70円/枚		有	従量制	200円/10kg (税別)
四街道市	無				有	従量制	300円／10kg
袖ヶ浦市	有			収集運搬許可業者との契約による	有	従量制	150円/10kg
八街市	有			料金は許可業者が設定	有	従量制	2 5 円／ k g
印西市	無				有	従量制	260円/10kg
白井市	有				有	従量制	260円/10 k g
富里市	有			収集運搬は許可業者のみで、処理料金は市が設定（21円/kg）し、収集運搬料金は許可業者が設定する。	有	従量制	10kgまで210円。10kgを超えた場合は1kg当たり21円を加算する。
南房総市	無				有	従量制	搬入ごみに準ずる
匝瑳市	有	許可業者により異なる	排出事業者と許可業者との契約による。		有	従量制	10 k g 毎150円
香取市	無				有	従量制	10kgにつき200円
山武市	事業系ごみの収集はしておらず、事業者が自ら運搬するか、または許可業者と契約して収集を委託する。				有	従量制	15円/kg
いすみ市	有	従量制		許可業者による	有	従量制	6円/Kg
大網白里市	有			各許可業者ごとに設定	有	従量制	150円／10kg
酒々井町	無				有	従量制	350円／kg
栄町	有	従量制	排出業者と許可業者との契約	印西クリーンセンターにて25円／kgを徴収していることから、許可業者が独自に運搬費を見込の料金設定を行っている	有	従量制	印西クリーンセンターにて25円／kgを徴収
神崎町	有			排出事業者と許可業者との契約による	有	従量制	可燃ごみ・不燃ごみ 200円/10kg
多古町	有	許可業者により異なる	許可業者により異なる		有	従量制	・排出事業者が直接搬入する場合100kg毎400円 ・許可業者と契約し搬入する場合10kg毎150円
東庄町	有			許可業者が料金を設定している	有	従量制	200円/10kg
九十九里町	有	従量制	許可業者による		有	従量制	150円/10kg
芝山町	有		排出業者と収集許可業者との契約による		有	従量制	10kg150円
横芝光町	有	許可業者により異なる	許可業者により異なる		有	従量制	10kg150円
一宮町	有			許可業者との契約による	有	従量制	320円/20kg
睦沢町	有			許可業者との契約による	有	従量制	320円/20kg
長生村	有			許可業者との契約による	有	従量制	320円/20kg
白子町	有			許可業者との契約による	有	従量制	320円／20kg
長柄町	有			許可業者との契約による	有	従量制	320円/20kg
長南町	有			許可業者との契約による	有	従量制	320円/20kg
大多喜町	無				有	従量制	6円/kg
御宿町	無				有	従量制	6円/kg
鋸南町	無				有	従量制	154円/10kg

生活系可燃ごみ（収集ごみ）処理の有料化導入予定

※すでに有料化している場合は「－」を入力してください。

市町村名	導入予定の有無	有の場合導入予定年度
千葉市	－	
銚子市	－	－
市川市	無	
船橋市	無	
館山市	－	
木更津市	－	－
松戸市	有	未定
野田市	－	
茂原市	－	－
成田市	無	
佐倉市	無	
東金市	－	
旭市	－	－
習志野市	無	
柏市	無	
勝浦市	－	－
市原市	無	
流山市	有	未定
八千代市	－	－
我孫子市	無	
鴨川市	－	－
鎌ヶ谷市	無	
君津市	－	
富津市	－	
浦安市	無	
四街道市	無	
袖ヶ浦市	－	
八街市	無	
印西市	無	
白井市	無	
富里市	無	
南房総市	－	
匝瑳市	－	
香取市	－	－
山武市	－	
いすみ市	－	
大網白里市	－	
酒々井町	無	
栄町	－	
神崎町	－	
多古町	－	
東庄町	－	
九十九里町	－	
芝山町	－	－
横芝光町	－	

生活系可燃ごみ（収集ごみ）処理の有料化導入予定

※すでに有料化している場合は「－」を入力してください。

市町村名	導入予定の有無	有の場合導入予定年度
一宮町	－	－
睦沢町	－	－
長生村	－	－
白子町	－	－
長柄町	－	－
長南町	－	－
大多喜町	－	－
御宿町	－	－
鋸南町	無	

市町村名	(1) 多量排出事業者対策						(2) 小規模事業者対策						(3) 事業系可燃ごみの組成分析の実施の有無	(4) 事業系ごみの減量に向けて工夫している施策など
	①実施の有無	対策の内容				⑦対象事業所数	①実施の有無	対策の内容						
		②廃棄物管理責任者の選任指導	③減量・資源化計画の作成指導	④個別指導	⑤その他			⑥対象事業所の基準	②廃棄物管理責任者の選任指導	③減量・資源化計画の作成指導	⑧広報・パンフレットなどの配布等啓発活動	④個別指導		
千葉市	有	○	○	○	廃棄物管理責任者等を対象として、廃棄物講演会を実施している。 また、廃棄物講演会において、廃棄物の減量・再資源化に積極的に取り組んでいる事業者等の表彰を行っている。	大規模小売店舗立地法に規定する大規模店舗、又は延床面積が3,000㎡以上の建築物。	475	有			○	○	有	清掃工場において搬入物検査を実施し、資源物や搬入不適物を持ち込んだ許可業者には持ち帰りを指示し、排出事業者に対しては訪問指導を行っている。 また、平成22年9月に「千葉市廃棄物の適正処理及び再生等に関する条例」を改正し、分別区分・排出方法に従ってごみを出すことを義務付け、分別・排出ルールを守らない事業所に改善を促す手続き（改善勧告・命令）や罰則（過料2,000円以下、事業所名及び違反内容等を公表）を規定している。
銚子市	無							無					無	
市川市	有	○	○	○		①大規模小売店舗立地法第2条第2項に規定する1,000㎡以上の大規模小売店舗 ②3,000㎡以上の床面積を有する特定建築物の店舗、事務所、旅館等	82	有			○	○	無	・クリーンセンターへのごみ搬入時に資源物の別下ろしを指導している。 ・収集運搬許可業者に資源化の実施について指導している。
船橋市	有	○	○	○		(1)大規模小売店舗立地法第2条第2項に規定する大規模小売店舗 (2)次に掲げる用途に供される建築物で延べ面積が3,000㎡以上の建築物 ア. 興行場、集会場、図書館、博物館、美術館又は遊技場 イ. 店舗又は事務所 ウ. 学校教育法第1条に規定する学校以外の学校（研修所を含む） エ. ホテル又は旅館 オ. その他市長が必要があると認めるもの	115	有			○	○	有	多量排出事業者への立入検査
館山市	無							無					無	
木更津市	有		○										無	
松戸市	有	○	○			一の建物（大規模小売店舗立地法施行令（平成10年政令第327号）第1条に規定する一の建物を含む。）であって、その建物内の店舗面積（大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第2条第1項に規定する店舗面積をいう。）の合計が500平方メートルを超える小売店舗、および事業の用に供する建物内の部分の延べ床面積を3,000平方メートル以上占有している事業者	363	有		○	○		無	
野田市	有	○	○		説明会の開催	大規模小売店舗、中規模小売店舗、延べ面積が3,000㎡以上の建築物	209	無					無	
茂原市	無							無					無	
成田市	有	○	○			延床面積が500㎡以上かつごみ排出量が年間36 t 以上若しくは月3 t 以上の事業所	64	有			○	○	無	
佐倉市	有		○			のべ床面積3000㎡以上の事業所	76	無					無	
東金市	無							有			○		有（但し生活系ごみ混合）	
旭市	無							無					無	
習志野市	有	○	○	○		延床面積1,000㎡以上かつ事業系一般廃棄物が日量平均50kg以上排出される事業所	67	有			○	○	無	

市町村名	(1) 多量排出事業者対策						(2) 小規模事業者対策						(3) 事業系可燃ごみの組成分析の実施の有無	(4) 事業系ごみの減量に向けて工夫している施策など	
	①実施の有無	対策の内容				⑦対象事業所数	①実施の有無	対策の内容							
		②廃棄物管理責任者の選任指導	③減量・資源化計画の作成指導	④個別指導	⑤その他			⑥対象事業所の基準	②廃棄物管理責任者の選任指導	③減量・資源化計画の作成指導	⑧広報・パンフレットなどの配布等啓発活動	④個別指導			⑤その他
柏市	有	○	○	○	パンフレット・ウェブサイトでの啓発	次の各号のいずれかに該当するもの。 (1) 大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第2条第2項に規定する大規模小売店舗を有するもの (2) 事業の用に供する部分の床面積(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第2条第1項第3号に規定する床面積をいう。)の合計が3,000平方メートル以上の建築物を有するもの(前号に掲げるものを除く。) (3) 前2号に掲げるものの以外のもので、その事業活動に伴い多量の一般廃棄物が生じると市長が特に認める土地又は建物を有するもの	212	無			○		ウェブサイトでの啓発	無	紙くず, 動植物性残さの減量を重点的に啓発している。
勝浦市	無							無						無	
市原市	有	○	○	○		排出量が3t/月を超える事業所	65	有			○			有	
流山市	有		○			・大規模小売店立地(平成10年法律第91号)第2条第2項に規定する大規模小売店舗に供する建築物を有する事業者 ・事業の用に供する部分の延べ床面積が1500㎡以上建築物を有する事業者。	57	有					アンケート調査の実施	無	
八千代市	有	○	○			1日平均100kg以上の排出		無						有	搬入調査の実施
我孫子市	有		○	○		なし	把握していない	有		○	○	○		無	「ごみ減量・リサイクル推進事業所認定制度」 ごみの減量やリサイクルの推進をしている事業所を市が認定し、広報、HPで広く市民に周知し消費者の利用を促進する制度。事業所の規模は問わない。 http://www.city.abiko.chiba.jp/index.cfm/18,5181,13,78,html
鴨川市	有			○				無							
鎌ヶ谷市	有	有	有			延床面積1,000㎡以上の小売店舗又は、延床面積3,000㎡以上の事業所	24	無						無	
君津市	有	○	○			・1日の平均排出量が100kg以上の者 ・小売業(飲食店業を除くものとし、物品加工修理業を含む)を行うための用に供される延床面積の合計が500㎡を超える建築物の所有者 ・同一敷地内に建築された建築物の延床面積の合計が3,000㎡以上の建築物の所有者		有			○			無	広報啓発活動

市町村名	(1) 多量排出事業者対策						(2) 小規模事業者対策						(3) 事業系可燃ごみの組成分析の実施の有無	(4) 事業系ごみの減量に向けて工夫している施策など	
	①実施の有無	対策の内容				⑦対象事業所数	①実施の有無	対策の内容							
		②廃棄物管理責任者の選任指導	③減量・資源化計画の作成指導	④個別指導	⑤その他			⑥対象事業所の基準	②廃棄物管理責任者の選任指導	③減量・資源化計画の作成指導	⑧広報・パンフレットなどの配布等啓発活動	④個別指導			⑤その他
富津市	無		○			小売業、飲食業及び旅館を営むための建築物で、同一敷地内に建築された建築物の床面積（居住の用に供する部分を除く。）の合計が、1000平方メートル以上のもの 前号に定めるもののほか、事業の用に供する建築物で、同一敷地内に建築された建築物の床面積（住居の用に供する部分を除く。）の合計が、3000平方メートル以上のもの		無						無	
浦安市	有	○	○	○		建築延べ面積3,000㎡以上かつ1日のごみは排出量が1,000kg以上。※公共施設についての1日のごみ排出量が30kg以上（他の事業所への指導的立場から）		有			○	○		無	多量排出事業者のみ、年に1回、説明会を開催し事業所の取り組みや情報交換の場などを設けている。また、現地調査の際にごみ減量の相談を受け、対応している。
四街道市	有			○				有				○		無	
袖ヶ浦市	有	○	○			(1)小売業、飲食業及び旅館を営むための建築物で、同一敷地内に建築された建築物の床面積(住居の用に供する部分を除く。)の合計が、1,000平方メートル以上のもの (2)前号に定めるもののほか、事業の用に供する建築物で、同一敷地内に建築された建築物の床面積(住居の用に供する部分を除く。)の合計が、3,000平方メートル以上のもの	7	無							
八街市	無							無						無	
印西市	有	○	○			延べ床面積が3000㎡以上の事業者及び、大規模小売店舗立地法に係る建築物の床面積が1000㎡以上の小売店	57	無						無	
白井市	有	○				・延べ床面積3,000㎡以上の事業所 ・店舗面積1,000㎡以上の小売店	94	無						無	
富里市	無							無						無	
南房総市	無							無						無	
匝瑳市	無							無						無	
香取市	有	○	○			3,000㎡以上	35	無							
山武市	無							無							事業系ごみ処理手数料の値上げ
いすみ市	有			○				有				○			
大網白里市	無							無						無	
酒々井町	有		○					無						無	
栄町	有	○	○			建築物の延べ床面積の合計が500㎡以上（事業系一般廃棄物の発生量が1日平均10kg未満の事業用建築物を除く）	14	無							役場庁舎内の事業系一般廃棄物について担当課と調整を図り、紙類のリサイクルを推進し、徹底した減量を図っている。
神崎町	無							無						無	
多古町	無							無						無	
東庄町	有			○		基準は設定していない		無						無	
九十九里町	無							有			○	○		有	
芝山町	無							無							

市町村名	(1) 多量排出事業者対策						(2) 小規模事業者対策						(3) 事業系可燃ごみの組成分析の実施の有無	(4) 事業系ごみの減量に向けて工夫している施策など	
	①実施の有無	対策の内容				⑦対象事業所数	①実施の有無	対策の内容							
		②廃棄物管理責任者の選任指導	③減量・資源化計画の作成指導	④個別指導	⑤その他			⑥対象事業所の基準	②廃棄物管理責任者の選任指導	③減量・資源化計画の作成指導	⑧広報・パンフレットなどの配布等啓発活動	④個別指導			⑤その他
横芝光町	無	○	○	○				無	○	○	○	○		無	
一宮町	無							無						無	
睦沢町	無							無						無	
長生村	無							無						無	
白子町	無							無						無	
長柄町	無							無						無	
長南町	無							無						無	
大多喜町	無							無						無	
御宿町	有			○		ごみを常時（日）10kg以上排出する事業所		無						無	
鋸南町	無							無						無	

再生利用指定制度の活用状況

市町村名	規則第2条第2号関係※1		規則第2条の3第2号関係※2	
	指定の有無	指定業者数	指定の有無	指定業者数
千葉市	無		無	
銚子市	無		無	
市川市	有	1	無	
船橋市	無		無	
館山市	無		無	
木更津市	無		無	
松戸市	有	7	無	
野田市	無		無	
茂原市	無		無	
成田市	有	1	有	1
佐倉市	無		有	1
東金市	無		無	
旭市	無		無	
習志野市	無		無	
柏市	無		無	
勝浦市	無		無	
市原市	無		無	
流山市	無		無	
八千代市	無		無	
我孫子市	無		無	
鴨川市	無		無	
鎌ヶ谷市	無		無	
君津市	無		有	
富津市	無		無	
浦安市	無		無	
四街道市	無		無	
袖ヶ浦市	無		無	
八街市	無		有	2
印西市	無		無	
白井市	有	2	有	1
富里市	無		無	
南房総市	無		無	
匝瑳市	無		無	
香取市	無		無	
山武市	無		無	
いすみ市	無		無	
大網白里市	無		無	
酒々井町	無		無	
栄町	無		無	
神崎町	無		無	
多古町	無		無	
東庄町	無		無	
九十九里町	無		無	
芝山町	無		無	
横芝光町	無		無	
一宮町	無		無	
睦沢町	無		無	
長生村	無		無	
白子町	無		無	
長柄町	無		無	
長南町	無		無	
大多喜町	無		無	
御宿町	無		無	
鋸南町	無		無	

再生利用指定制度の活用状況

市町村名	指定業者名	廃棄物の種類	指定業者名	廃棄物の種類
市川市	①千葉テクノサービス(株)	①馬の糞尿, 稲わら		
松戸市	①松戸市再生資源事業協同組合	①ペットボトル		
	②東葛資源事業協同組合	②ペットボトル		
	③(株)イサカエンタープライズ	③ペットボトル		
	④K・S環境サービス(株)	④ペットボトル		
	⑤(有)松戸紙業	⑤ペットボトル		
	⑤(有)日美	⑤ペットボトル		
	⑦(有)日美	⑦ペットボトル		
成田市	①東部産業(株)	①剪定枝, 間伐材	①東部産業(株)	①剪定枝, 間伐材
佐倉市	—	—	①株式会社赤門	①剪定枝・刈草等
君津市			①有限会社佐久間総業	①せん定木等
八街市	—	—	①(株)造伸	①雑草・雑木
	—	—	②東関リサイクル(株)	②剪定枝
白井市	①株式会社 フジコー	①食品残渣、木くず等	①株式会社 佐久間	①プラスチック製容器包装
	②都市環境サービス株式会社	②ビン、カン、ペットボトル		

※1 廃棄物処理法施行規則第2条第2号

再生利用されることが確実であると市町村長が認めた一般廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う者であつて市町村長の指定を受けたもの

※2 規則第2条の3第2号関係

再生利用されることが確実であると市町村長が認めた一般廃棄物のみの処分を業として行う者であつて市町村長の指定を受けたもの

市町村名	一般廃棄物処理困難物		委託料金（見込み）（単位：円）			説明事項
	名称	1年度分の発生数量 (kg)（見込み）	運搬単価 (円/運搬1回)	処分単価 (円/1kg)	委託料金の1年度計 (運搬費及び処分費の計)	
千葉市	ベッドマット	320		28	8,986	
	金庫	250		82	20,520	
	タイヤ	9,870		22	222,358	
	消火器	220		822	180,800	単位：本
	廃プラスチック	1,400		59	83,010	
	アセチレンガスボンベ	4		7,350	29,400	単位：本
	その他金属	2,410		28	66,310	
銚子市	ビデオテープ	30,000	処分単価に含まれる	30	972,000	単価契約 30,000円／t（消費税抜き）
	可燃性粗大ごみ （ふとん、カーペット等）	180,000	同上	30	5,832,000	単価契約 30,000円／t（消費税抜き）
	タイヤ （不法投棄分）	4,000	同上	24	103,680	単価契約 24円／kg（消費税抜き）
市川市	廃タイヤ	4,610	39,900	42	316,000	不法投棄により回収したもの。通常、市では受け入れしていない。
船橋市	廃タイヤ	10,000kg	処分単価に含まれる	25円／kg	250,000円	不法投棄分（単価は消費税抜き）
館山市						
木更津市						
松戸市	医療廃棄物	27kg	（市の直接搬入 年1回）	140円/kg(消費税別)	4,082円	※主に注射針（平成25年度実績）
野田市	テレビ	550 台	57,750円/トラック1台	1,944円/台	1,069,200 円	
	洗濯機	80 台		1,080円/台	86,400 円	
	冷蔵庫・冷凍庫	100 台		2,700円/台	270,000 円	
	エアコン	10 台		1,728円/台	17,280 円	
	タイヤ	1,000 本	処分単価に含む	540円/本	540,000 円	
	消火器等				900,000 円	上記以外の処理困難物。全体額で予算計上
茂原市	廃スプリング製品	41,000			1,616,220	運搬処理業務委託として39,420円/t（36,500円*1.08）
成田市						
佐倉市						
東金市						
旭市						
習志野市						
柏市						
勝浦市	廃プラスチック	24,120		68	1,646,190	
市原市	消火器	510	処分費に含まれる	113	57,750	
	タイヤ	32,370	処分費に含まれる	22	705,600	
	ガスボンベ類	750	直接運搬	263	197,400	市職員が運搬する。
	バッテリー	0	0	0	0	平成25年度分は、ヤードに保管しており、搬出処分は無し。

市町村名	一般廃棄物処理困難物		委託料金（見込み）（単位：円）			説明事項
	名称	1年度分の発生数量 (kg)（見込み）	運搬単価 (円/運搬1回)	処分単価 (円/1kg)	委託料金の1年度計 (運搬費及び処分費の計)	
流山市						
八千代市	廃乾電池	50,640	処分単価に含む	51	2,711,771	
	廃蛍光管	13,900	処分単価に含む	97	1,415,714	
	コンクリートがら	24,300	直接運搬	種類による	66,339	無筋二次製品・有筋二次製品等
	廃油等	1,210	直接運搬	種類による	94,500	廃塗料及び含油汚泥
	混合廃棄物	14,550	処分単価に含む	55	840,261	ストレート・瓦・大谷石等
	災害廃棄物	個数にて積算	処分単価に含む	種類による	573,615	品目ごとに個数計算しているため、重量表示不可
我孫子市						
鴨川市	廃乾電池及び廃蛍光管	16,020	98		1,564,352	
鎌ヶ谷市						
君津市	タイヤ	10,680			38,808	
	電池	720			98,280	
富津市	ホイル無タイヤ	1,190	0	29	36,236	運搬は市直営車対応
	ホイル付タイヤ	370	0	39	15,151	
	消火器	250	0	64	16,800	
浦安市	廃タイヤ	3,220	33,600	23.1	208,782	運搬を4回委託した。
	廃消火器	375	処分単価に見込む	483	181,125	75本の廃消火器を処分。推定5k g /本×75本＝375k g となる。 契約処分単価（運搬費込）が1本当たり：2,415円/本なので、2,415円/本×75本＝181,125円。
	プロパン及びヘリウムボンベ	160	2,100	400.313	66,150	ボンベ合計16本の処分を委託。推定10k g /本×16本＝160k g として算出。
四街道市	タイヤ	2,430		26	63,787	
袖ヶ浦市	コンクリートがら等	3,770		40	151,200	本来収集していないが、不法投棄や集積所の長期間の放置により止む無く搬入したもの
	使用済乾電池	9,150		108	1,036,350	月1回の収集により搬入された乾電池の処理 運搬込み単価
八街市	タイヤ	840	処分単価に含む	26	21,840	
	不法投棄家電	1,630	処分単価に含む	210	342,300	
	電池	14,460	41,900	59.85	1,871,030	運搬単価は、ステーション回収（電池・蛍光管は市内4地区に収集日を分け、同一車で月2回づつ収集）分のみ、拠点回収分は、職員が回収
	蛍光管（破碎）	3,210	41,900	101.85	1,332,538	運搬単価は、ステーション回収（電池・蛍光管は市内4地区に収集日を分け、同一車で月2回づつ収集）分のみ、拠点回収分は、職員が回収
	蛍光管（未破碎）	730	41,900	105	1,082,250	運搬単価は、ステーション回収（電池・蛍光管は市内4地区に収集日を分け、同一車で月2回づつ収集）分のみ、拠点回収分は、職員が回収
印西市	洗濯機	3	0	2,000	6,000	単位：台
	冷蔵庫170ℓ以下	7	0	3,426	23,982	単位：台
	冷蔵庫171ℓ以上	1	0	4,380	4,380	単位：台
	テレビ、16インチ以下	17	0	1,528	25,976	単位：台
	テレビ、24インチまで	8	0	2,000	16,000	単位：台
	テレビ、25インチ以上	18	0	2,574	46,332	単位：台

市町村名	一般廃棄物処理困難物		委託料金（見込み）（単位：円）			説明事項
	名称	1年度分の発生数量 (kg)（見込み）	運搬単価 (円/運搬1回)	処分単価 (円/1kg)	委託料金の1年度計 (運搬費及び処分費の計)	
	パソコンモニター	7	0	2,000	14,000	単位：台
	ソファーベットの	1	0	3,528	3,528	単位：台
	マットレス（ダブル）	1	0	3,528	3,528	単位：枚
	マットレス（シングル）木枠付	1	0	3,528	3,528	単位：枚
	タイヤ小ホイル無（汚れ付）	15	0	574	8,610	単位：本
	タイヤ中ホイル無（汚れ付）	29	0	769	22,301	単位：本
	タイヤ小ホイル付（汚れ付）	7	0	676	4,732	単位：本
	タイヤ中ホイル付（汚れ付）	7	0	871	6,097	単位：本
	車バッテリー	1	0	954	954	単位：個
	20缶中身入り	13	0	473	6,149	単位：本
	消火器	2	0	1,908	3,816	単位：本
	石・コンクリ	25	0	50	1,250	
	廃プラ（農業用・車の部品以外）	76	0	80	6,080	
	石膏ボード	114	0	150	17,100	
	便器	40	0	40	1,600	
	バスケットゴール	80	0	50	4,000	
	腐葉土	50	0	50	2,500	
	運搬費	4	7,000	0	28,000	単位：台
白井市	洗濯機	1	0	2,000	2,000	単位：台
	冷蔵庫170ℓ以下	7	0	3,426	23,982	単位：台
	テレビ、16インチ以下	12	0	1,528	18,336	単位：台
	テレビ、24インチまで	19	0	2,000	38,000	単位：台
	テレビ、25インチ以上	15	0	2,574	38,610	単位：台
	ブラウン管（小）	1	0	667	667	単位：台
	パソコンモニター	1	0	2,000	2,000	単位：台
	ノートパソコン	2	0	2,574	5,148	単位：台
	マットレス（シングル）	1	0	2,574	2,574	単位：枚
	タイヤ小ホイル無（汚れ付）	36	0	574	20,664	単位：本
	タイヤ中ホイル無（汚れ付）	57	0	769	43,833	単位：本

市町村名	一般廃棄物処理困難物		委託料金（見込み）（単位：円）			説明事項
	名称	1年度分の発生数量 (kg)（見込み）	運搬単価 (円/運搬1回)	処分単価 (円/1kg)	委託料金の1年度計 (運搬費及び処分費の計)	
	タイヤ小ホイル付 (汚れ付)	18	0	676	12,168	単位：本
	タイヤ中ホイル付 (汚れ付)	10	0	871	8,710	単位：本
	バイク用タイヤ	1	0	4,759	4,759	単位：台（車輛単位で処分のため）
	シート（小）	2	0	2,380	4,760	単位：脚
	シート（中）	1	0	2,861	2,861	単位：脚
	車バッテリー	10	0	954	9,540	単位：個
	原付バイク	1	0	4,759	4,759	単位：台
	ガスボンベ（大）	1	0	2,862	2,862	単位：本
	ガスボンベ（中）	1	0	1,426	1,426	単位：本
	一斗缶中身入り	5	0	3,047	15,235	単位：本
	40缶中身入り	12	0	954	11,448	単位：本
	消火器	12	0	1,908	22,896	単位：本
	ボーリング球	1	0	2,861	2,861	単位：個
	石・コンクリ	220	0	50	11,000	
	石膏ボード	5	0	150	750	
	金庫	40	0	70	2,800	
	鉄くず	110	0	20	2,200	
	運搬費	3	7,000	0	21,000	単位：台
富里市						
南房総市	タイヤ	1,740	30,000円/t		52,200	収集及び自己搬入では受付をしない。不法投棄等によりセンターに搬入されたものである。
	消火器					
	バッテリー					
匝瑳市						
香取市	リサイクル家電	201	処分費に含む	1,050～2,625円/台	487,830	
	タイヤ	374	処分費に含む	210～2,100円/本	90,667	
山武市	感染性廃棄物	50	2,000	400	30,000	
いすみ市						
大網白里市						
酒々井町						
栄町						
神崎町						
多古町						
東庄町						
九十九里町						
芝山町						

市町村名	一般廃棄物処理困難物		委託料金（見込み）（単位：円）			説明事項
	名称	1年度分の発生数量 (kg)（見込み）	運搬単価 (円/運搬1回)	処分単価 (円/1kg)	委託料金の1年度計 (運搬費及び処分費の計)	
横芝光町	農薬缶・ビン					
	ガスボンベ					
	自動車用部品					
	オイル					
	バッテリー					
	タイヤ					
	灰					
	瓦					
	消火器					
	塗装缶					
	注射針					
	建築廃材					
一宮町	廃スプリング製品	6,000			236,520	運搬処理業務委託として39,420円/ t（36,500円*1.08）
睦沢町	廃スプリング製品	3,000			118,260	運搬処理業務委託として39,420円/ t（36,500円*1.08）
長生村	廃スプリング製品	6,000			236,520	運搬処理業務委託として39,420円/t（36,500円*1.08）
白子町	廃スプリング製品	4,000			157,680	運搬処理業務委託として39,420円／ t（36,500円＊1.08）
長柄町	廃スプリング製品	2,000			78,840	運搬処理業務委託として39,420円/t（36,500円*1.08）
長南町	廃スプリング製品	3,000			118,260	運搬処理業務委託として39,420円/ t（36,500円*1.08）
大多喜町						
御宿町						
鋸南町						

生ごみ処理機補助制度等の調査(平成25年度実績)

	①補助制度の有無 有り→1 無し→0		【①補助制度 有の場合】 ②25年度の実績		【①補助制度 無の場合】 ③今後の補助制度整備 の予定 有り→1 無し→0		④業務用 生ごみ処 理機の公 共施設の 設置状況 （平成25年 度の実績） 有り→1 無し→0	⑤業務用生 ごみ処理機 の管内一般 企業の設置 状況 （平成25年 度の実績） 有り→1 無し→0	⑥法人・事業 所への補助 制度 （平成25年 度の実績） 有り→1 無し→0	⑦補助制度に関するホームページを作成している場合は、URL を記入してください。	生ごみ減量等の先進的な取組事例								自由意見	
	コンポスト 容器 （生ごみ堆 肥化） 有り→1 無し→0	生ごみ処 理機 （機械式 のもの） 有り→1 無し→0	コンポスト容 器 （生ごみ堆 肥化）	生ごみ処理 機 （機械式 のもの）	コンポスト容 器 （生ごみ堆 肥化）	生ごみ処理 機 （機械式 のもの）	①実施者	②事業期 間	③回収開始年月		④参加世帯	⑤資源化施設 名	⑥平成25 年度の回 収量	⑦再資源化の状 況	⑧回収方法	⑨取組目的				
千葉市	1	1	565	204			0	0	0	http://www.city.chiba.jp/kankyo/junkan/haikibutsu/k-ngomi-hojo.html	千葉市	平成19年 11月～	平成19年11月 ～	約2,760世 帯 （4地区）	千葉バイオ ガスセンター	236.94t	バイオガス化	家庭で生ご みを分別し、 黄色い生ご み専用袋に 入れて排 出、専用車 両で週2回 ステーション 収集	焼却ごみ減 量化、家庭 から出る生 ごみ資源化 の推進	
銚子市	1	1	5	5																
市川市	1	0	55	0		0	1	0	0	http://www.city.ichikawa.lg.jp/env04/1551000004.html										
船橋市	1	1	30	40			1	0	0											
館山市	0	0	0	0	0	0	0	0	0											
木更津市	1	1	42	16			1	0	0	http://www.city.kisarazu.lg.jp/12,11467,16,431.html										
松戸市	1	1	56	48			0	0	0	http://www.city.matsudo.chiba.jp/kurashi/gomi_shinyou/genryou/namagomisori-hojo.html										
野田市	1	1	82	45			把握してい ない		0	http://www.city.noda.chiba.jp/kurashi/16-11.html#1										
茂原市	1	1	45	12			1	1	0	http://www.city.mobara.chiba.jp/hozen/CLEAN/namago_misyori.html										
成田市	1	1	36	49			0	0	0	http://www.city.narita.chiba.jp/sisei/sosiki/clean/std0013.html										
佐倉市	1	1	60	14			0	0	0	http://www.city.sakura.lg.jp/0000002096.html										
東金市	1	1	23	9			0	0	0	http://www.city.togane.chiba.jp/0000001071.html										
旭市	1	1	20	6			0	0	0	http://www.city.asahi.lg.jp/benrichou/c007_01_002.html#001	無									
習志野市	0	0	0	0	0	0	0	0	0											
柏市	1	1	43	40			1	0	0	http://www.city.kashiwa.lg.jp/soshiki/080100/p003942.html										EM菌等の微生物を利用した生ごみ処理容器も補助対象 H25実績：38基
勝浦市	1	1	7	3			0	0	0	http://www.city.katsuura.lg.jp/forms/info/info.aspx?info_id=29326										
市原市	1	1	93	12			0	0	0	http://www.city.ichihara.chiba.jp/kurashi/gomi/kateigomi/gomi_nama.html										
流山市	0	0	0	0	0	0	1	不明	0											
八千代市	1	1	37	14			0	0	0	http://www.city.yachiyo.chiba.jp/124000/page000022.html										
我孫子市	1	1	38	26			0	0	0	http://www.city.abiko.chiba.jp/index.cfm/18,91,13,686.html	我孫子市	平成21年 1月～ （継続）	平成21年1月	約1500世 帯 （6自治 会）	生ごみ堆肥 化施設	322トン	減容化後、残渣 （堆肥）16トン	集積所回収	焼却ごみの 削減、資源 化の推進	・生ごみ処理機の等の補助金制度25年度実績コンポスト容 器の基数には、「バケツ型の「ボカシ容器」と称している製品も 含まれています。（内訳コンポスト容器14基、ボカシ容器24 基） ・⑤業務用生ごみ処理機の管内一般企業の設置状況は、 「無し」と回答していますが、厳密には把握していません。 ・生ごみ減量等の取り組み⑥生ごみの回収量には小学校 保育園、福祉施設から出る給食残渣（140、470kg）が含ま れています。（平成19年6月から実施）
鴨川市	1	1	22	2			0	0	0	http://www.city.kamogawa.lg.jp/kankyo_sangyo/kankyo/1412596470420.html										・⑤業務用生ごみ処理機の管内一般企業の設置状況は、 「無し」と回答していますが、厳密には把握していません。
鎌ヶ谷市	1	1	24	11			不明	不明	0	http://www.city.kamagaya.chiba.jp/kurashi/seikatsu/go-mihojo.html										・生ごみ減量等の取り組み⑥生ごみの回収量には小学校、 保育園、福祉施設から出る給食残渣（140、470kg）が含ま れています。（平成19年6月から実施）
君津市	1	1	32	14			0	0	0	http://www.city.kimitsu.lg.jp/contents_detail.php?co=kak&frmId=5921										
富津市	1	1	15	8			0	0	0	http://www.city.futtsu.lg.jp/0000000662.html										
浦安市	1	1	2	6	1	1	0	0	0	http://www.city.urayasu.chiba.jp/dd.aspx?menuid=2137										
四街道市	0	0	0	0	0	0	0	0	0											事業仕分けの結果を受け、助成事業は平成23年度をもっ て終了。
袖ヶ浦市	1	1	21	9																
八街市	0	0	0	0	0	0	0	0	0											
印西市	1	1	18	32			0	0	0	http://www.city.inzai.lg.jp/0000001665.html										
白井市	1	1	10	16	1	1	0	0	0	http://city.shiroi.chiba.jp/detail/020-000572.html										
富里市	1	1	36	1			0	0	0	http://www.city.tomisato.lg.jp/0000001217.html										
南房総市	1	1	56	4	1	1	0	0	0	http://www.city.minamiboso.chiba.jp/0000005936.html										コンポスト容器及び生ごみ処理機以外に、EM生ごみ処理容 器に対する補助金制度があり、平成25年度実績は6基。
匝瑳市	1	1	12	3	1	1	0	0	0	http://www.city.sosa.lg.jp/index.cfm/14,613,209,452.html										
香取市	1	1	31	14																
山武市	1	1	58	3	1	1	0	0	0	http://www.city.sammu.lg.jp/soshiki/15/namagomitaihiika.html										

